

学校における危機管理の手引き

総論

山形県教育委員会

はじめに

学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行うところであり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要があります。しかしながら、近年、不審者による刺傷事件や声かけ事案、麻しんや新型インフルエンザなどの感染症の流行、腸管出血性大腸菌やノロウイルスなどによる食中毒の発生など、子どもたちの心身の健康を脅かす事件や事故などが発生している状況にあります。

こうした中、平成 20 年 1 月に中央教育審議会から「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」の答申があり、これを踏まえて、学校保健安全法（昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号、「学校保健法」を改称）、学校給食法（昭和 29 年 6 月 3 日法律第 160 号）等が改正され、平成 21 年 4 月 1 日から施行されております。改正法では、保健管理の充実や危険発生時の対処要領の策定、学校の環境衛生及び学校給食の衛生管理等に関する基準の法制化などが規定されており、学校においては、今後、安全・安心な環境の整備に努めながら、事件・事故等を防止するための取組を推し進めなければなりません。

そこで、県教育委員会では、各学校が社会の変化を踏まえたより効果的な危機管理体制の確立を図るための参考資料として、新たに「学校における危機管理の手引き」を作成しました。

学校における危機管理とは、子どもたち・教職員の生命、学校に対する信頼、日常の教育活動を守るために、危機を予測・回避するとともに、危機発生時の被害を最小限に抑制する取組のことです。

この度作成した「学校における危機管理の手引き」は、学校における様々な危機の中でも、子どもたちの健康・安全に関する危機を対象とし、「総論」・「各論：学校保健編・学校安全編・学校給食編」の 4 部構成としました。「総論」では、学校保健編・学校安全編・学校給食編に共通する危機管理の基本的な事項等を示し、「各論」では、保健・安全・給食それぞれの領域における様々な危機に対する望ましい対応のあり方等について、具体的な対応例等を示しました。

本書が、各学校が策定している「危機管理マニュアル」等の改訂時に、参考資料として活用されるなど、安全・安心な学校づくりを推進するための一助として役立てられることを念願しております。

末尾となりますが、本書の作成にあたり御指導、御助言をいただきました、兵庫教育大学大学院教授 西岡 伸紀 先生をはじめ関係の方々に、心から感謝申し上げます。

平成 22 年 1 1 月

山形県教育委員会教育長

相馬 周一郎

目 次

第1章 「学校における危機管理の手引き」の基本的な考え方	
1 危機管理の定義	1
2 危機管理の必要性	1
3 危機管理の目的	1
4 危機管理のプロセス	2
5 危機の分類	3
6 本手引きについて	4
第2章 学校における危機管理の進め方	
1 危機管理体制の整備	5
2 危機管理マニュアルの作成	6
第3章 三段階の危機管理	
1 事前の危機管理	8
2 緊急事態発生時の危機管理	31
3 事後の危機管理	39
第4章 参考資料	
1 危機管理マニュアルの内容	42
2 学校における危機発生時の対応チェックリストの例	44
3 報道発表資料の例	47
4 危機発生原因の分析方法	48

第1章 「学校における危機管理の手引き」の基本的な考え方

1 危機管理の定義

一般的に、危機がなるべく起こらないように対処する活動をリスク・マネジメントと呼び、危機的な状況が発生した後の活動を危機管理（クライシス・マネジメント）と呼ぶ。しかし、リスク・マネジメントには、危機時の体制やマニュアルの整備等の危機に関する対応事項が含まれている場合もあり、また、危機管理も危機を発生させない活動も含めて危機管理と呼ぶ場合もある。このように両者の差異は必ずしも明確ではないことから、本手引きでは、危機管理体制の整備、危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応や再発防止に向けた対策を含めた幅広い局面に対応していく取組を「危機管理」とする。

危機管理とは（定義）

人々の生命や心身等に危害をもたらす様々な危険が防止され、万が一、事件・事故が発生した場合には、被害を最小限にするために適切かつ迅速に対処すること。

文部科学省「学校における防犯教室等実践事例集」（平成18年3月）

2 危機管理の必要性

学校は、幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」とする）が安心して学ぶことができる安全な場所でなければならない。

事件・事故や災害（危機と同義。以下同じ）は、いつ、どこで、誰に起りうるかを予想することが困難な場合がある。しかし、対策が無いわけではない。適切な対策を取ることによって、危機的状況の発生を防止したり発生時の被害を低減したりすることも可能になる。

不審者侵入や地震、感染症、食中毒などに対する適切かつ確実な危機管理体制を確立しておくことが、全ての学校において緊急かつ重要な課題である。

【中央教育審議会答申：平成20年1月17日】

学校は、心身の成長発達段階にある子どもが集い、人と人との触れ合いにより、人格の形成をしていく場であり、子どもが生き生きと学び、運動等の活動を行うためには、学校という場において、子どもの健康や安全の確保が保障されることが不可欠の前提となる。

3 危機管理の目的

学校における危機管理の目的は、次の3点である。

子どもと教職員の生命を守ること

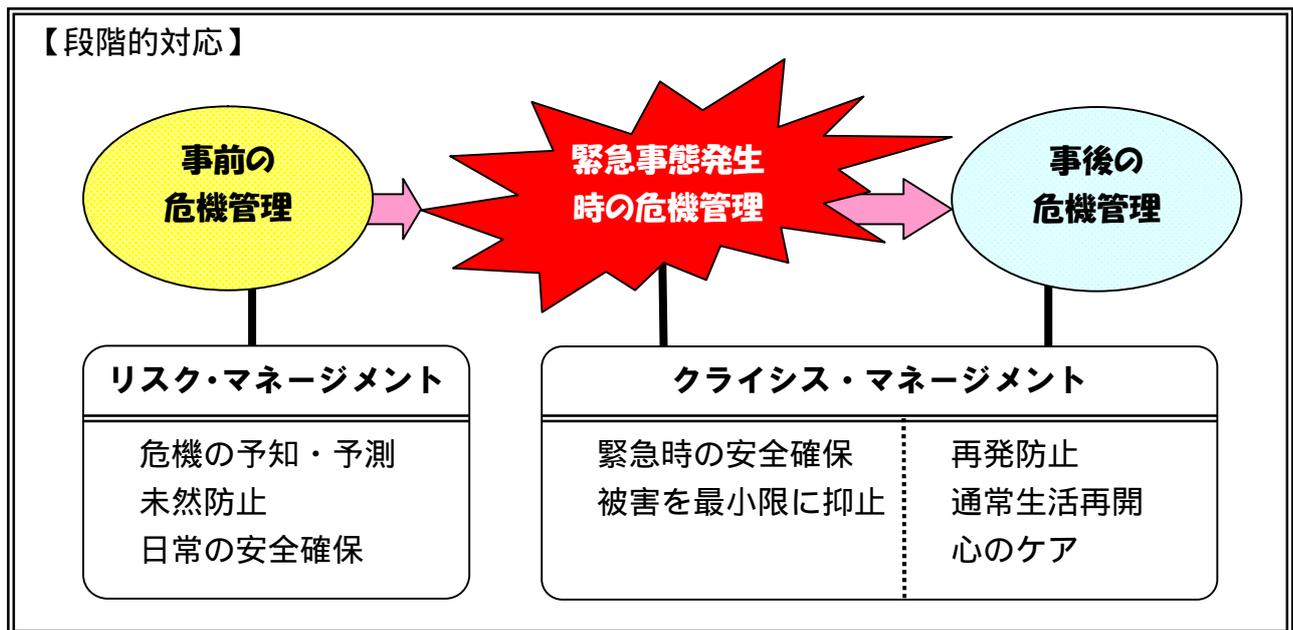
子どもと教職員の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること

学校に対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること

（出典：「危機管理の法律常識」菱村幸彦編教育開発研究所）

4 危機管理のプロセス

危機管理には、次のプロセスがある。



(1) リスク・マネージメント

危機の予知・予測

- ・過去に発生した自校や他校の事例から、その危機発生の原因や経過等を分析・検討することにより、発生の前兆等を明らかにし、危機の予知・予測に努める。
- ・児童生徒等や社会の現状・変化等を踏まえ、今後発生する可能性のある危機を想定し、その危機の予知・予測にも努める。

未然防止に向けた取組

- ・日ごろから、一人一人の児童生徒等への継続的な支援や、施設・設備に関する定期的な点検や各種訓練等により、未然防止に向けた取組を行う。
- ・児童生徒等、保護者、地域の人々からの情報収集等により、危機を予知・予測し、問題の早期発見に努め、危機に至る前に解決する取組を行う。
- ・保護者や地域住民、関係機関・団体と連携を図り、学校独自の危機管理体制を構築する。

(2) クライシス・マネージメント

緊急事態発生時の対応

- ・緊急事態が発生した場合、学校の危機管理マニュアルに沿って、適切かつ迅速に対処し、児童生徒等、教職員の生命や身体の安全を守るとともに、被害を最小限度にとどめる。

対応の評価と再発防止に向けた取組

- ・保護者及び関係者への連絡・説明を速やかに行う。
- ・緊急事態発生時の対応を事態収拾後に総括し、教育再開の準備や再発防止対策、心のケアなど必要な対策を講じる。
- ・未然防止の取組について定期的に評価・改善し、日々の教育活動の充実に努める。

5 危機の分類

危機については、様々な観点からの危機が考えられ、分類の一例として、被害の対象と原因による危機を以下に示してみる。

分 類	内 容(例)	
学 習 活 動 等	学 習 活 動	運動時、実習・実験、校外活動中の事故
	特 別 活 動	修学旅行、現場学習等での事故
	部 活 動	熱中症による入院、運動時の事故
	その他の活動	学校施設利用中の事故
登 下 校	交 通 事 故	死傷事故等
	不 審 者	不審者による声かけ、わいせつ行為等
健 康	感 染 症	新型インフルエンザ、感染性胃腸炎等の集団感染
	ア レ ル ギ ー	食物アレルギーによるアナフィラキシー等
	食 中 毒	給食等による集団食中毒、給食への異物混入等
問 題 行 動 等	非 行 少 年 等	万引き、暴力、器物破損、性犯罪、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊等
	い じ め	いじめに起因する傷害・自殺、ネット上の誹謗中傷
災 害	火災・自然災害	火事、地震、津波等
施 設 設 備	施 設 設 備	施設の保守管理、修繕の不備、誤使用等に起因する人身事故
教 職 員	不 祥 事	教職員の不祥事（飲酒運転、暴力行為、セクハラ等）
	健 康 管 理	心身の不調による業務への影響
	事 故	交通事故
教 育 計 画	教 育 課 程	未履修
財 務	資 金 管 理	公金の遺失、横領
	会 計 処 理	不適正な公金支出、部費の不適切な執行
情 報	個 人 情 報	個人情報の漏洩
	情 報 シ ス テ ム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
業 務 執 行	保 護 者	保護者に対する不適切な対応による信用失墜
	威 力 業 務 妨 害	不当要求、クレーム
	広 報 ・ 報 道	報道機関に対する不適切な対応による信用失墜

6 本手引きについて

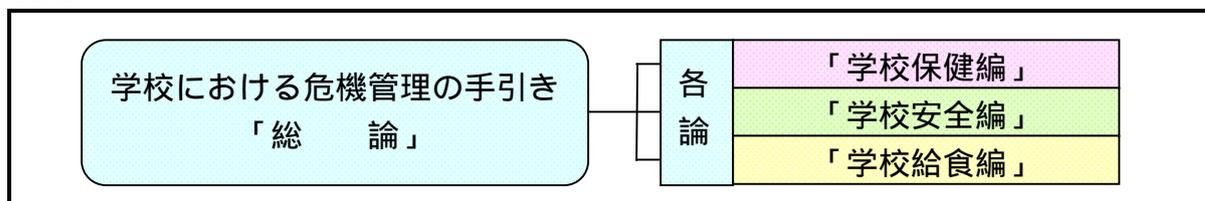
(1) 目的

本手引きは、「学校保健法」や「学校給食法」の改正、学習指導要領の改訂を踏まえた、安全・安心な学校づくりを推進するための参考資料とする。

(2) 対象とする危機

学校における児童生徒等の健康・安全に関する危機を対象とする。

(3) 構成



(4) 内容

総論	～各論（保健・安全・給食）の共通事項～ 「手引き」の基本的な考え方（危機管理の定義等） 学校における危機管理の進め方（組織・計画(マニュアル)・連携） 三段階の危機管理（事前・緊急事態発生時・事後）
各論	～保健・安全・給食の危機管理に関する留意事項～ 学校保健編：学校環境衛生・感染症・薬品 学校安全編：生活安全・交通安全・災害安全 学校給食編：食中毒・異物混入

【改正法のポイント】

<学校保健領域>

- ・ 養護教諭を中心として関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実
- ・ 地域の医療関係機関等との連携による児童生徒等の保健管理の充実
- ・ 全国的な学校の環境衛生水準を確保するための全国的な基準の法制化

<学校安全領域>

- ・ 子どもの安全を脅かす事件、事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実
- ・ 各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保
- ・ 警察等関係機関、地域のボランティア等との連携による学校安全体制の強化

<学校給食領域>

- ・ 学校給食を活用した食に関する指導の充実
- ・ 学校における学校給食の水準及び衛生管理を確保するための全国基準の法制化

【学習指導要領の改訂】

新学習指導要領では、小・中・高等学校共通の改善として、「教育課程編成の一般方針」の「学校における体育・健康に関する指導」において、心身の保持増進に関する指導に加え、学校における食育の推進、安全に関する指導が明記された。

第2章 学校における危機管理の進め方

児童生徒の安全確保の方策

教育活動全体での安全確保	学校生活における安全確保の取組
児童生徒の安全確保に関する状況の把握	緊急時における教職員の対処能力の習得
地域や学校の特性を踏まえた危機管理マニュアルの作成	危機管理マニュアル等に関する改善
	危機管理に関する研修の充実

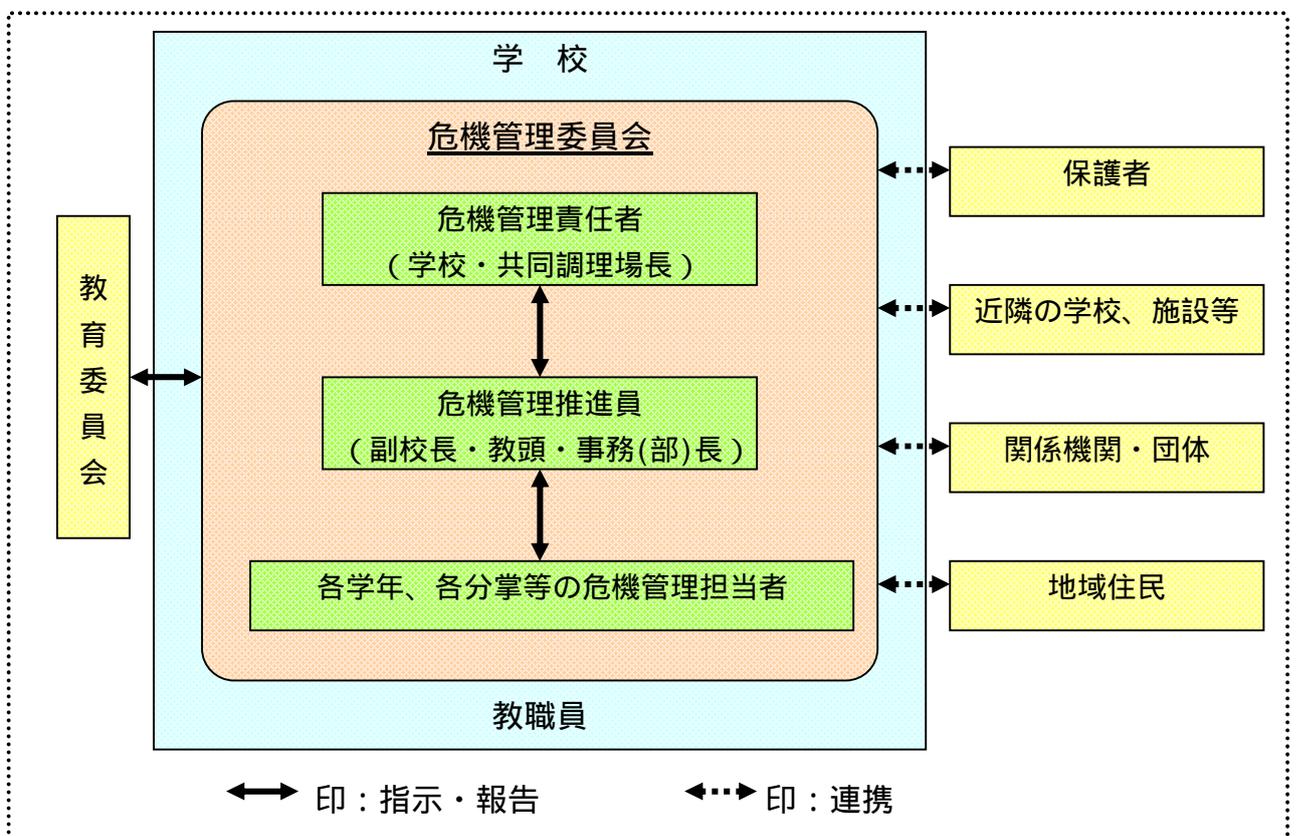
文部科学省「学校の安全管理に関する取組事例集」(平成15年6月)

【ポイント】

- 校内体制を整備し組織的に取組むこと。
- 学校全体の計画に基づき、意図的・継続的に取組むこと。
- 家庭、地域、関係機関・団体等と十分に連携すること。

1 危機管理体制の整備

学校が保有する多様な危機を体系的にとらえ、未然防止の取組や危機発生時の対応など組織的に危機管理を行うために、学校の規模等に応じて危機管理責任者、危機管理推進員、危機管理委員会などの組織体制を整備する必要がある。以下に学校における危機管理体制を例示する。



三重県教育委員会「学校における危機管理の手引」(平成21年4月改訂)を参考に作成

危機管理委員会

危機管理を推進するための学校内の連絡調整機関として、危機管理委員会を設置する。危機管理委員会は、校長を委員長とし、危機管理推進員等必要な人員で構成する。

危機管理委員会は学校の危機管理を推進し、危機管理に関する情報収集、分析、及び情報共有を行い、全校的な対応が必要な危機発生時における対応方針の検討及び学校内の連絡調整を行う。

危機管理責任者

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、児童生徒等の安全・安心の確保を第一に考え、学校における危機管理体制の確立に万全を期すとともに、平常時の危機低減対策や危機発生時の迅速かつ的確な対応を行う。また、関係機関等との連絡調整の責任者並びに情報収集、情報提供及び情報発信の責任者となる。

危機管理推進員

危機管理推進員は、校長の指示に基づき、平常時には、危機の体系的な把握、危機管理マニュアル・連絡体制の整備、研修訓練の企画・実施など危機管理の進行管理を行う。危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

また、関係機関との連絡調整や校内の調整を行う。

各学年、各分掌等の危機管理担当者

危機管理担当は、教育活動や業務等が有する危機を把握するとともに、危機発生を未然に防止するための活動を行う。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応を行う。

教職員

教職員は、日常の教育活動や業務を遂行するにあたり、危機について常に関心を持ち、危機が顕在化しないよう危機の内容、対策等について校長又は危機管理推進員と絶えず相談する。また、危機発生時には校長の方針に基づき対応する。

教育委員会、近隣の学校等との連携

発生した危機によっては、学校内の対応だけでなく、地域や県全体など広い範囲での対応や小・中学校と県立学校、私立学校などの校種や設置者が異なる学校、幼稚園や保育所等も含めた対応が必要な場合がある。そのため、各学校と当該教育委員会の速やかな情報の伝達や対策の実施などの連携を行う。また、必要に応じて近隣の学校等に情報を提供する。

保護者や地域、関係機関・団体等との連携

学校の危機管理を進めるにあたっては、保護者や地域、関係機関・団体等と協力を得ないと解決できない場合も多くあることから、日頃から、信頼関係を築く取組を行い、緊密な連携を行うことが重要である。

2 危機管理マニュアルの作成

危機管理推進員は、危機管理担当等と協力して、危機発生に備えた体制の整備、訓練の実施など事前対策の実施、危機発生時の情報収集・伝達や被害拡大を防ぐための応急対策の実施、被害者に対するフォローなど事後対策の実施等について定めた個々の危機についての危機管理マニュアルを作成して、教職員に周知徹底する。

「学校独自の危機管理マニュアル」の作成の留意点を以下にまとめてみる。

(1) 内容

総則（目的、対象の危機、対応体制等）	：	緊急事態発生時の対応
未然防止策	：	事後対応

(2) 学校独自の観点

学校独自のマニュアルは、それぞれの学校の状況に応じて、具体的でわかりやすく、実際に機能するものにする必要がある。

自校の状況を把握し、様々な危機を抽出する。 「フローチャート」に沿って緊急時に必要な対応を確認し、役割分担をする。 内容についても、下記のポイントを参考に、それぞれの学校の状況に合う独自の危機管理マニュアルを作成する。 学校の規模（子どもの数、職員数、敷地面積等） 学校の状況（施設の状況、来校者の動線等） 地域の状況（都市、山間、商店街、住宅街、工場地域、近隣学校等の有無等） 子どもの状況（学年等発達段階、特別支援の有無、登下校の状況等） 緊急関係機関との連携状況（警察、病院までの距離等） 地域の体制（子ども見守り隊、「こども110番連絡所」等） 「こども110番連絡所」とは、子どもや女性が、不審者(犯人)から逃れるための「一時避難所」であり、以下のことをお願いしている。 ・子どもたちが助けを求めて来た場合、子どもに代わって110番通報をする。 ・一時避難して来た人を警察が到着するまでの間、保護する。 ・救急車の手配などをする。 など

(3) 作成の手順

教職員だけではなく、保護者や関係機関等と協同で行う。

原案作成 各学校の状況や地域の実状等を踏まえて、国、都道府県、市町村等の作成した危機管理マニュアルを参考に、実効性のある原案を作成する。 協議・修正 危機管理委員会や職員会議等で、教職員の意見を求め原案を修正する。 原案についての意見聴取 警察やPTA、学校評議会、学校保健安全委員会等の組織を活用し、関係機関の意見を聴取する。 原案の再修正・協議 全教職員で協議し、共通理解のもと、「マニュアル案」を完成させる。 学校独自の危機管理マニュアルの決定 校長が、自校の危機管理マニュアルを決定する。

【学校保健安全法】

第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

第3章 三段階の危機管理

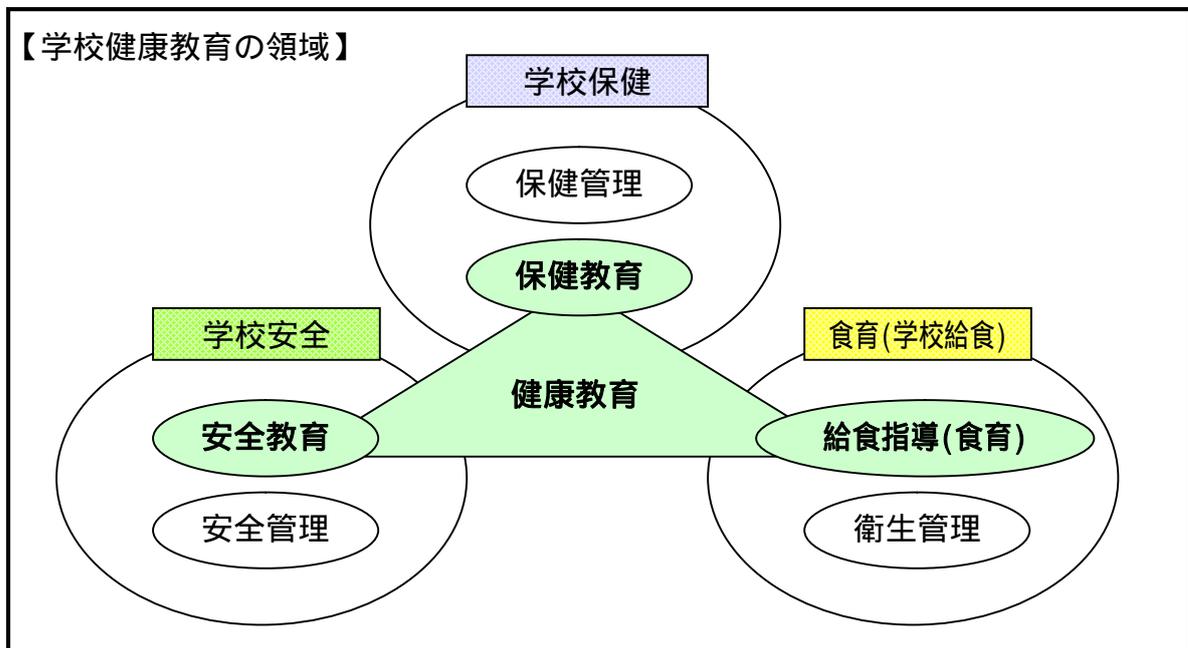
学校における危機管理の最大の目的は、「児童生徒等及び教職員の生命や心身の安全を確保すること」である。そのためには、第1章の「4 危機管理のプロセス」でも述べたが、平常時から安全な環境を整備するとともに、敏感に危険を察知し、事件・事故を未然に防ぐための事前の危機管理、発生時に適切かつ迅速に判断・対処し、被害を最小限に抑えるための緊急事態発生時の危機管理、心のケアや再発防止を図る事後の危機管理の三段階の危機管理に対応して、管理と教育の両面から取組を行うことが重要である。

1 事前の危機管理

(1) 学校健康教育の充実

健康教育は、「生きる力」の土台となる「たくましく生きるための健康や体力」の獲得、さらには生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うことを目的とし、学校教育全般を通じて行われるものであり、ヘルスプロモーションの考え方を生かし、特に自らの健康を適切に管理し、改善していくための資質や能力の育成を重視するものである。

学校においては、心身の健康の保持増進のための保健教育と保健管理を内容とする学校保健、自他の生命尊重を基盤とした安全能力の育成等を図るための安全教育と安全管理を内容とする学校安全、望ましい食習慣の育成等を図るための食に関する指導と衛生管理等を内容とする学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒等の健康の保持増進を図らなければならない。



～保健体育審議会答申：平成9年9月～

学校においては、学校保健・学校安全・学校給食のそれぞれが、独自の機能を担いつつ、相互に連携しながら、児童生徒の健康の保持増進を図っていますが、とりわけ教育指導面においては、保健教育、安全教育及び給食指導（食育）などを統合した概念を健康教育として整理し、児童生徒の健康課題に学校が組織として一体的に取り組む必要があります。

学校保健

学校保健とは、学校において、児童生徒等の健康の保持増進を図ること、集団教育としての学校教育活動に必要な健康や安全への配慮を行うこと、自己や他者の健康の保持増進を図ることができるような能力を育成することなど学校における保健教育と保健管理である。

保健教育

学校における保健教育は、学校教育法に基づく教育課程の一環として行われるものであり、また、学校保健の一環として推進されるべきものである。したがって、学校教育法に基づく教育課程及び学校保健における保健教育の位置を明確にし、それぞれの立場において効果の上がるような指導が行われることが必要である。すなわち、学校における保健教育は、学校における保健管理と相まって、学校保健の推進に不可欠の要件であり、また学校教育の目的達成に重要な役割を果たすものである。

【保健教育の目標】

保健教育の目標は、時代を超えて変わらない健康課題や日々生起する健康課題に対して、一人一人がよりよく解決していくことができるような資質や能力を身に付け、生涯を通して健康で安全な生活を送ることができるようにすることである。

目標を達成するため、次のような要素を重視して保健教育を進める必要がある。

【目標達成のための要素】

- 1 認識：健康の価値を認識する
- 2 興味・関心：健康課題に気付くとともに、興味・関心をもつ
- 3 知識・理解：健康についての知識を身に付け、理解する
- 4 思考力・判断力：健康課題をよりよく解決するために考え、判断できる
- 5 意志決定・行動：健康課題を解決するため、意志決定をし、行動できる
- 6 評価：1～5について自分自身で評価できる

(出典：学校保健実務必携(第2次改訂版)より)

保健教育(保健学習と保健指導)は、次の特質に基づき、それぞれの領域における相互の関連を十分図り、効果的に指導を進めることが必要である。

- 1 教科における保健教育「保健学習」は、学習指導要領の目標の実現を目指し、学習指導要領の内容の理解すなわち健康・安全に関する基礎的、基本的事項の理解を通して心身の健康の保持増進のための実践力の育成を図ることがその特性といえる。
- 2 学校行事における保健教育「保健指導」は、当面する健康課題など、健康・安全についての意識の向上と、健康・安全な生活を送るためのより具体的な実践力の育成を目指すのがその特性であるといえる。
- 3 学級活動における保健教育「保健指導」は、児童(生徒)の健康に関する認識や健康生活の実態に基づき現在の生活を健康に送るための具体的な課題解決や方法の習得を目指すことがその特性であるといえる。
- 4 児童会・生徒会活動における保健教育「保健指導」は、学校における健康・安全についての問題を、児童及び生徒自ら発見し、自主的にこれを解決するための能力と態度の育成を目指すことがその特性であるといえる。

保健管理

学校における保健管理は、児童生徒等及び教職員の心身の健康を支えるものであり、学校運営の重要な機能として大きな意義を持つもので、全体的な学校教育計画及び具体的な実施計画である学校保健計画に位置付けて推進することが重要である。また、学校健康教育の推進に当たっては、保健管理、安全管理及び学校給食の管理のそれぞれが相互に連携を図るとともに、教育活動と一体的に進めるよう配慮されてきたところであり、このような保健管理を広く健康教育に生かすという方向が大切である。

保健管理の対象は、「人」と「物」に大別され、「人」にかかわる事項としては、心身（主体）の管理と生活（行動）の管理を、「物」にかかわる事項としては、児童生徒等の学習や生活の場としての学校環境の管理を取上げることができる。

【対人管理】

- <心身の管理> ・健康観察 ・健康診断の実施と事後措置 ・健康相談 ・健康相談活動
 - ・要養護児童生徒の継続観察と指導 ・疾病予防 ・感染症予防 ・救急処置
- <生活の管理> ・児童生徒等の日常の健康生活の実践状況の把握と規正・指導
 - ・健康に適した学校生活の提供

【対物管理】

- ・学校環境の衛生的管理
- ・美化情操面への配慮

【学校教育法】

第12条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

「保健に必要な措置」……………「保健管理」と「安全管理」

「別に法律で定めるところにより」…「学校保健安全法」

組織活動

保健教育と保健管理の活動は、多岐にわたって展開されるものであり、活動に携わる人々も学校の全教職員、家庭、地域の関係機関・団体など児童生徒等にかかわりのある全ての人々に及ぶものであることから、これらの人々の共通理解を図り、共通の目標に向かった有機的な連携による組織的な活動が必要となってくる。

そのためには、教職員の協力体制の確立、家庭との連携、地域の関係機関・団体との連携、学校保健委員会の組織と運営に工夫を凝らし、学校保健活動の円滑な実施を推進する必要がある。

【学校保健安全法】

第10条 学校においては、救急処置、健康相談又は保健指導を行うに当たっては、必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図るよう努めるものとする。

第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

～例：市町村学校保健委員会の組織化～

市町村学校保健委員会とは、個々の学校保健委員会の連携と地域的な健康づくりの実践等を目指し、「地域の子どもたちの健康課題に対応した施策を計画的に展開するため、学校及び関係機関等で構成する地域における健康づくりを推進する組織」である。次の役割を担う組織を総称し、運営における組織化のタイプや名称は任意である。

【市町村学校保健委員会の役割】

地域にある幼稚園や小学校、中学校、高等学校の学校保健委員会が連携して、広い視野から、情報交換等を通じ、地域全体の児童生徒等の健康課題の解決を図る。

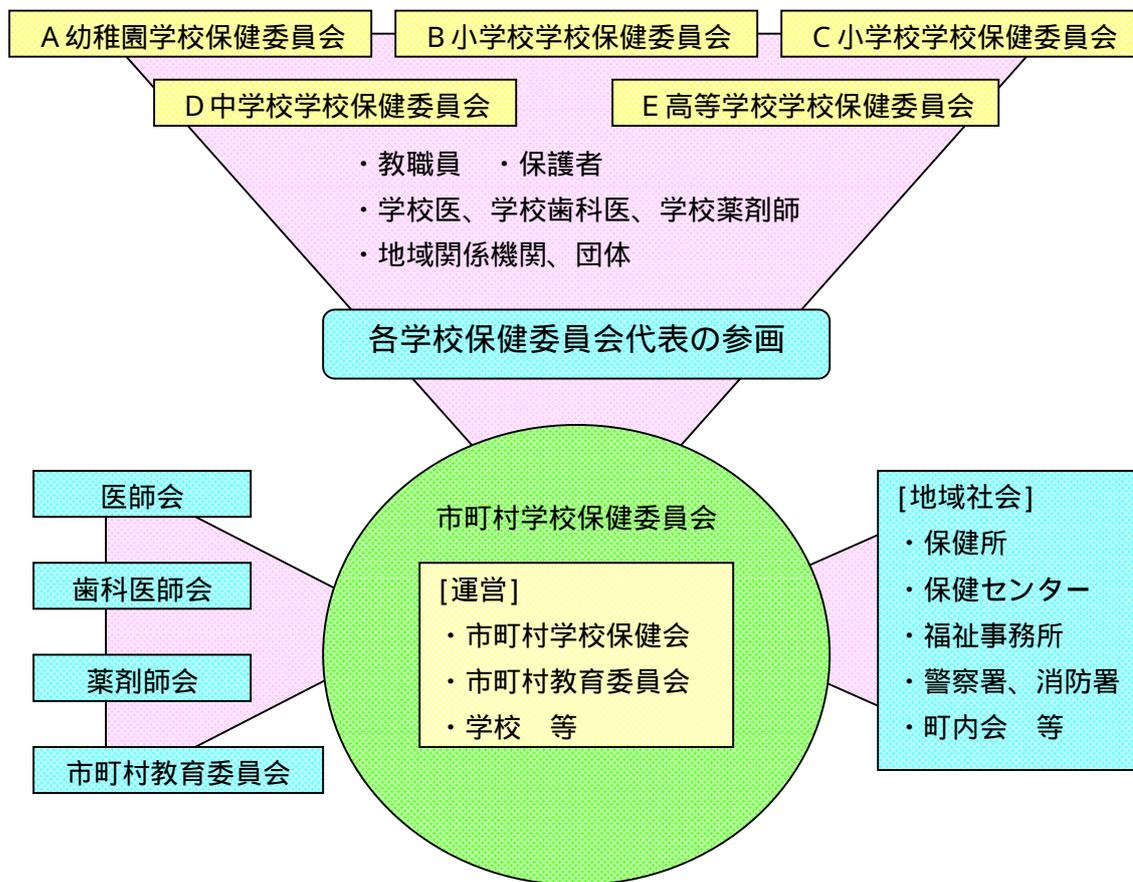
相互啓発によって、学校における健康づくりの活性化と健康づくりの実践力向上を図る。

各学校の健康課題を提示し、検討することによって、地域の健康課題を明らかにする。

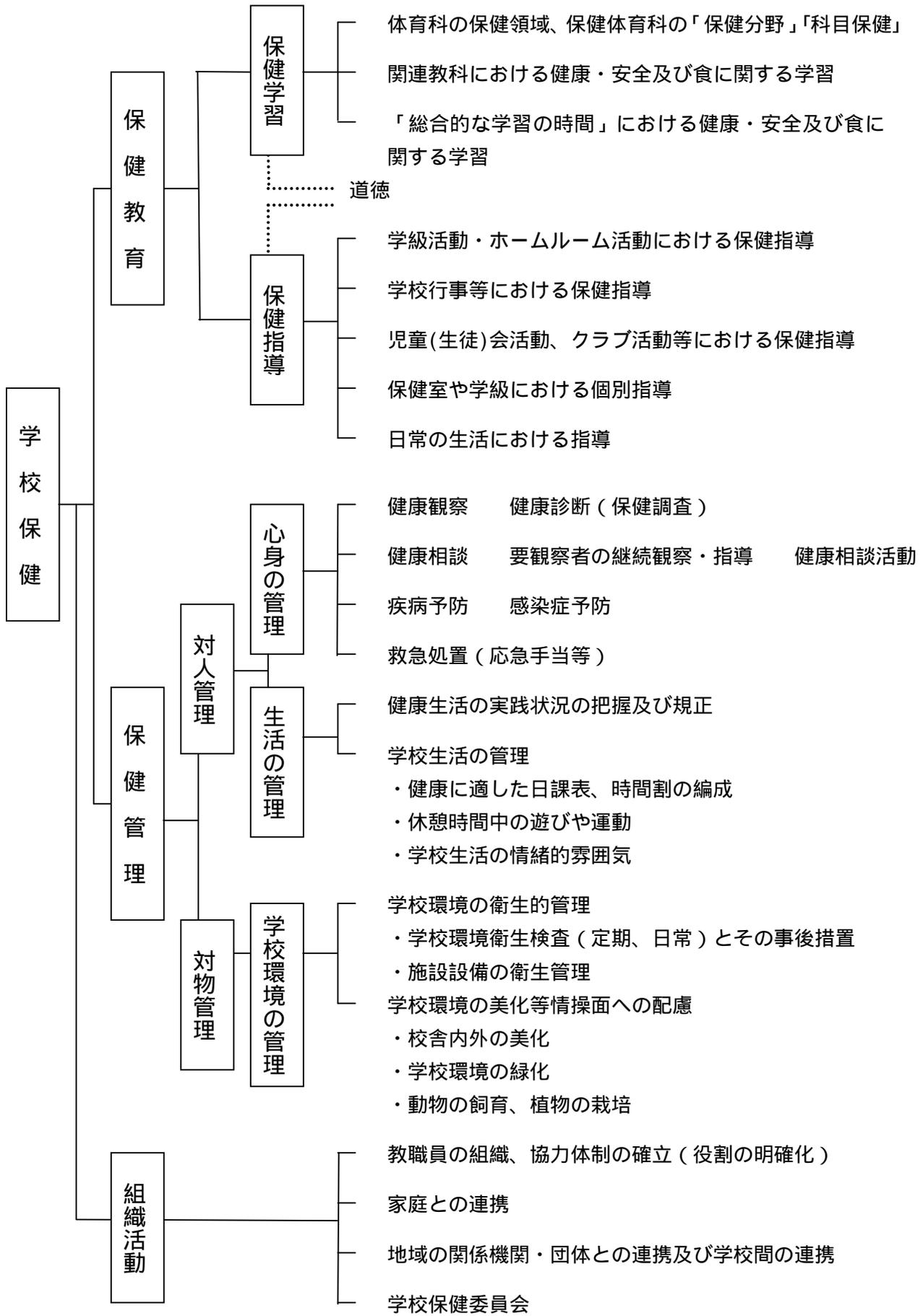
地域の協調的な取組によってコミュニティを醸成する機会をつくり、児童生徒等ばかりではなく、保護者や地域住民を対象とする健康づくりイベントの共催等、地域全体の健康づくりを視野に入れた実践活動を展開する。

教育委員会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健所等の代表が参加することによって、市町村学校保健計画等、具体的な施策の検討や協議を通し、地域の特徴に応じた健康課題の解決を図り、また、地域連携を強化する。

【市町村学校保健委員会の構成モデル】



～ 学校保健の領域・内容 ～



学校安全

学校安全は、児童生徒等が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して安全に行動できるようにすることを目指す安全教育と、児童生徒等を取り巻く外部環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動から構成されている。

また、学校安全の領域としては、日常生活で起こる事件・事故災害や防犯を取り扱う「生活安全」、様々な交通場面における危険と安全を取り扱う「交通安全」、自然災害や火災、原子力災害を取り扱う「災害安全」の3つが挙げられる。

安全教育

学校における安全教育の目標は、概説すると、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加できるような資質や能力を養うことにある。具体的には次の3つの目標が挙げられる。

【安全教育の目標】

日常生活における事件・事故、自然災害などの現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在や将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。

日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善できるようにする。

自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

<安全教育の2つの側面>

「安全学習」のねらい

安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにする。

「安全指導」のねらい

当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を中心に取上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成を目指す。

安全管理

学校における安全管理は、事故の要因となる学校環境や児童生徒等の学校生活における行動等の危険を早期に発見し、それらの危険を速やかに除去するとともに、事件・事故や災害が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図るようすることである。

学校の安全配慮義務

判例によると、「教員」には、学校における教育活動及びこれに密接に関連する校内外における児童生徒等の生活の安全確保に配慮すべき義務（安全配慮義務）があるものとされ、万一事故が発生した場合には、被害の発生及び拡大を阻止する事後措置義務が、安全配慮義務に含まれるものとされている。

【領域別の準備体制】

領域	内 容	備 考
生活安全	施設・設備、器具・用具等の安全点検 各教科、部活動、休憩時間等における安全のきまり、安全確保の方法等の設定 生活安全に関する意識や行動の調査 その他必要な事項	【対人管理】 児童生徒等の心身の状態の把握 ・出欠、健康観察、保護者連携の確実な実施 緊急時対応の整備 ・連絡体制(病院、保護者)等の整備と周知 ・関係機関等との連絡連携体制の確立 ・応急手当(心肺蘇生法、AED等)の研修 不審者等の侵入防止、早期発見対策の確立 学校生活や校外生活における行動の規則等の整備
交通安全	通学路の設定と安全点検 通学に関する安全のきまり等の設定 自転車、二輪車等の使用に関するきまりの設定 交通安全に関する意識や行動の調査 その他必要な事項	【対物管理】 施設設備の安全点検 ・定期、臨時、日常の安全点検 台風や地震など自然災害等に関する速やかな情報収集 学校環境の美化
災害安全	避難場所、避難経路の設定と点検 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 防災に関する意識や行動の調査 その他必要な事項	

組織活動

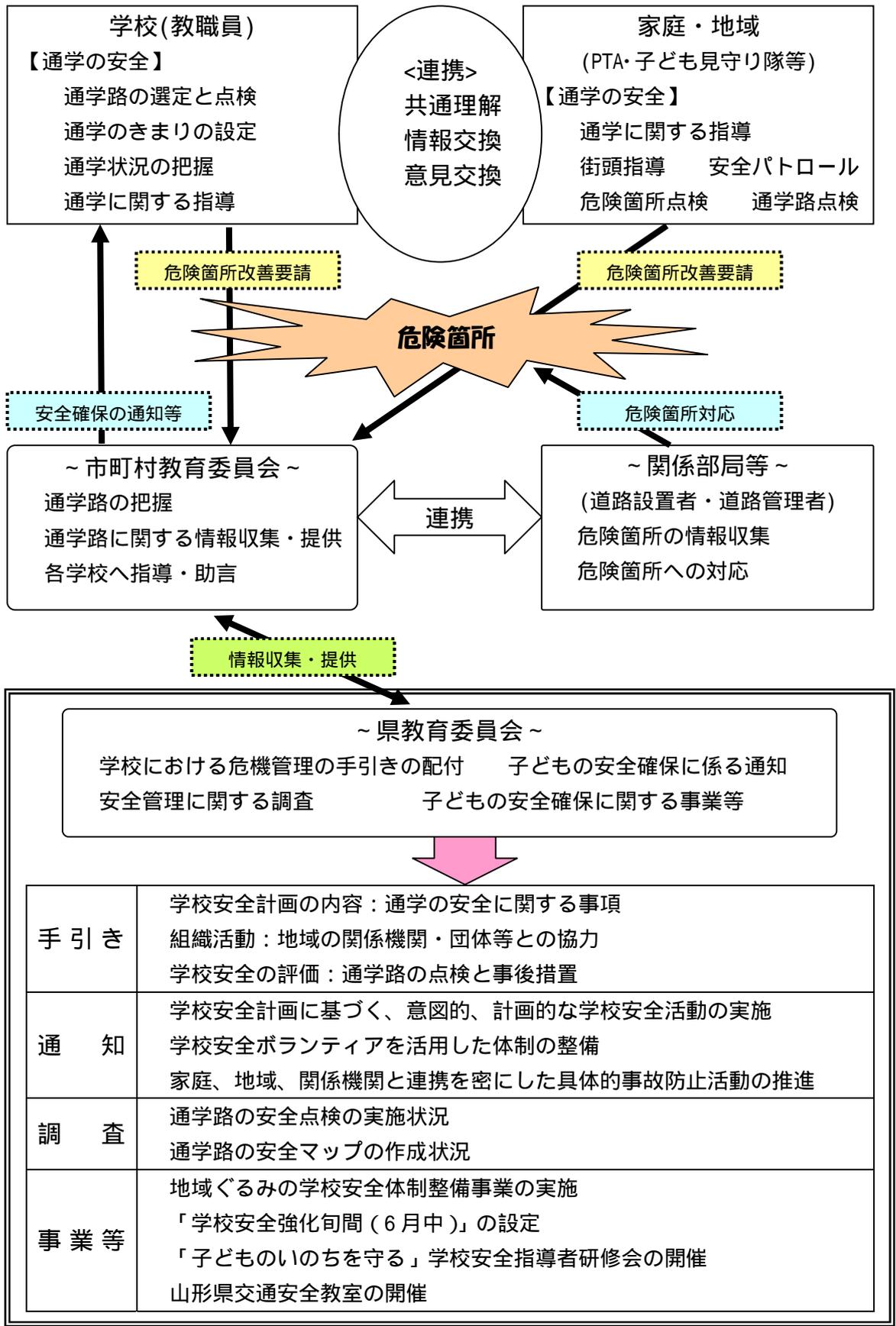
校内の協力体制や家庭や地域との連携を図り、安全教育と安全管理を効果的に推進する。

- ・教職員の意識高揚と、危機管理体制の確立
- ・学校安全委員会(学校保健安全委員会)の設置
- ・保護者、関係機関・団体等との連携

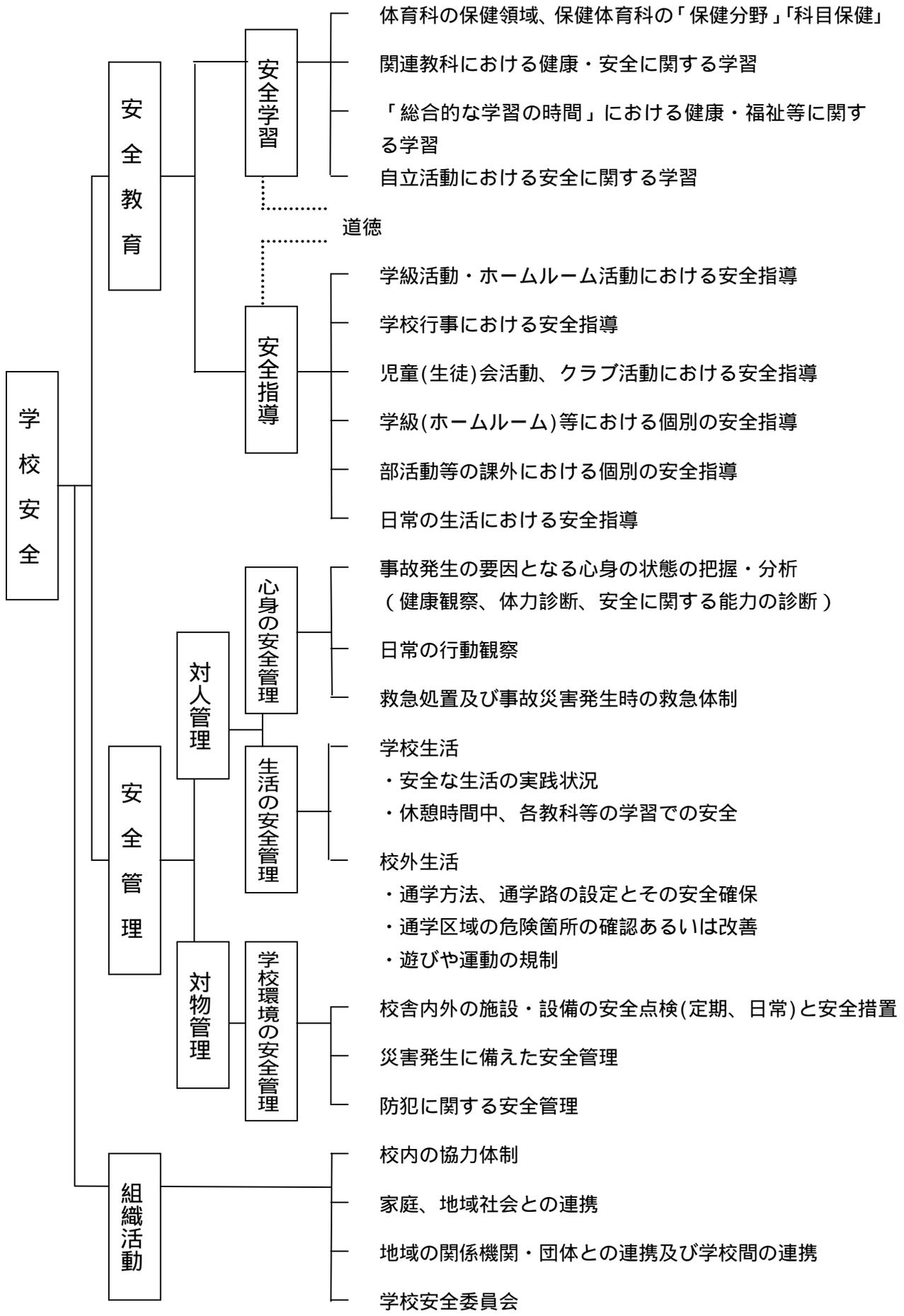
【学校保健安全法】

第30条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の保護者との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の实情に応じて、当該地域を管轄する警察署その他の関係機関、地域の安全を確保するための活動を行う団体その他の関係団体、当該地域の住民その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

～ 例：通学路の安全確保に係る連携体制～



～ 学校安全の領域・内容 ～



食育（学校給食）

食に関する問題は、本来家庭が中心となって担うものですが、食生活の多様化が進む中で、家庭において十分な知識に基づく指導を行うことが困難となりつつあるばかりか、保護者自身が望ましい食生活を実践できていない場合もある。そうした状況を踏まえると、子どもの食生活については、学校、家庭、地域が連携して、次代を担う子どもの望ましい食習慣の形成に努める必要がある。

食に関する指導の目標

児童生徒等が健全な食生活を実践し、健康で豊かな人間性を育ていけるよう、栄養や食事のとり方などについて、正しい知識に基づいて自ら判断し、実践していく能力などを身に付けさせるために、「中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会健やかな体をはぐくむ教育の在り方に関する専門部会での審議の状況」（平成17年7月27日）を踏まえ、次のような食に関する指導の目標を設定した。

【食に関する指導の目標】

食事の重要性、食事の喜び、楽しさを理解する。（食事の重要性）

心身の成長や健康の保持増進の上で望ましい栄養や食事のとり方を理解し、自ら管理していく能力を身に付ける。（心身の健康）

正しい知識・情報に基づいて、食物の品質及び安全性等について自ら判断できる能力を身に付ける。（食品を選択する能力）

食物を大事にし、食物の生産等にかかわる人々へ感謝する心をもつ。（感謝の心）

食事のマナーや食事を通じた人間関係形成能力を身に付ける。（社会性）

各地域の産物、食文化や食にかかわる歴史等を理解し、尊重する心をもつ。（食文化）

山形県教育委員会では、文部科学省の「食に関する指導の目標」を踏まえ、次の視点を重視して食育を推進している。

～食育は「食を通じた人づくり」～

「こころ」づくり（豊かな心の育成、社会性の涵養）

- ・食の背景に広がるいのちのつながりに気づく
- ・食に関する文化を理解し、作法を身につける

「からだ」づくり（身体健康維持・増進）

- ・食べ物の身体に与える影響を知る
- ・季節や環境、体調に合った食を覚える

「おこない」づくり（自己管理能力の育成）

- ・しっかりした味覚を育て、おいしいものを見分ける力をもつ
- ・望ましい食習慣と規則正しい生活習慣を身につける

【やまがた子ども食育スローガン】

「いただきます」「ごちそうさま」のあいさつをしよう

1日3食しっかり食べよう

家族そろって楽しく食事をしよう

山形の豊かな食材を知ろう

しっかりした味覚を育てよう

学校給食における衛生管理

学校保健法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 73 号）により改正された学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、「学校給食衛生管理基準」（平成 21 年文部科学省告示第 64 号。以下「本基準」という。）が平成 21 年 3 月 31 日に公布され、平成 21 年 4 月 1 日から施行された。各学校（共同調理場）では、本基準に照らした適切な学校給食の衛生管理に努めなければならない。

【学校給食衛生管理基準の概要】

第 1 総則

法の趣旨を踏まえた学校給食を実施する教育委員会等の責務を定めたこと。

第 2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生管理基準

学校給食施設、学校給食設備並びに学校給食施設及び設備の衛生管理に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準

献立作成、学校給食用食品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食並びに検食及び保存食等に関する基準を定めたこと。また、当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 4 衛生管理体制に係る衛生管理基準

衛生管理体制、学校給食従事者の衛生管理、学校給食従事者の健康管理及び食中毒の集団発生の際の措置に関する基準を定めたこと。また、食中毒の集団発生の際の措置を除き当該基準について定期的に検査を行うこととしたこと。

第 5 日常及び臨時の衛生検査

日常及び臨時の衛生検査を行うべき項目等を定めたこと。

第 6 雑則

記録の保存期限等を定めたこと。

学校給食における衛生管理については、学校給食関係者が、衛生管理の基本である手洗いはじめ、洗浄・消毒の意義・役割に関する理解を深め、確かな根拠に基づいた衛生管理の徹底を図ることが極めて重要である。

【学校給食法】

第 9 条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

2 学校給食を実施する義務教育諸学校の設置者は、学校給食衛生管理基準に照らして適切な衛生管理に努めるものとする。

3 義務教育諸学校の校長又は共同調理場の長は、学校給食衛生管理基準に照らし、衛生管理上適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該義務教育諸学校若しくは共同調理場の設置者に対し、その旨を申し出るものとする。

(2) 教育活動と各種計画

健康教育は、生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎を培うという観点から、学校においては「学校保健計画」、「学校安全計画」、「食に関する全体的な計画」をそれぞれ作成し、児童生徒等の発達段階に応じ、体育・保健体育等の各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など教育活動全体を通じて組織的・計画的に行うことが重要である。その際、自分自身の生活習慣や心身の状態などに気付き、健康課題を自ら解決していく態度や安全に行動できる態度を児童期の早い段階から育成することが必要である。

また、心身の健康の保持増進に関する指導については、小・中・高等学校学習指導要領総則第1(款)の3において、次のように示されている。

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることとする。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない。

(小学校学習指導要領総則第1の3より)

【学校保健安全法】

第5条 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

【学校給食法】

第10条 栄養教諭は、児童又は生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食において摂取する食品と健康の保持増進との関連性についての指導、食に関して特別の配慮を必要とする児童又は生徒に対する個別的な指導その他の学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとする。この場合において、校長は、当該指導が効果的に行われるよう、学校給食と関連付けつつ当該義務教育諸学校における食に関する指導の全体的な計画を作成することその他の必要な措置を講ずるものとする。

3 栄養教諭以外の学校給食栄養管理者は、栄養教諭に準じて、第一項前段の指導を行うよう努めるものとする。この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。

各種計画の内容としては、学校保健安全法や学校給食法の内容、また学校運営等を考えると次のような事項が考えられる。

学校保健計画

学校における保健管理と保健教育、そして学校保健委員会等の組織活動を学校保健計画の内容としておさえることが第一で、その際の計画は、統合と調整の機能を持った学校保健活動の年間を見通した総合的な基本計画となるよう作成することが大切である。

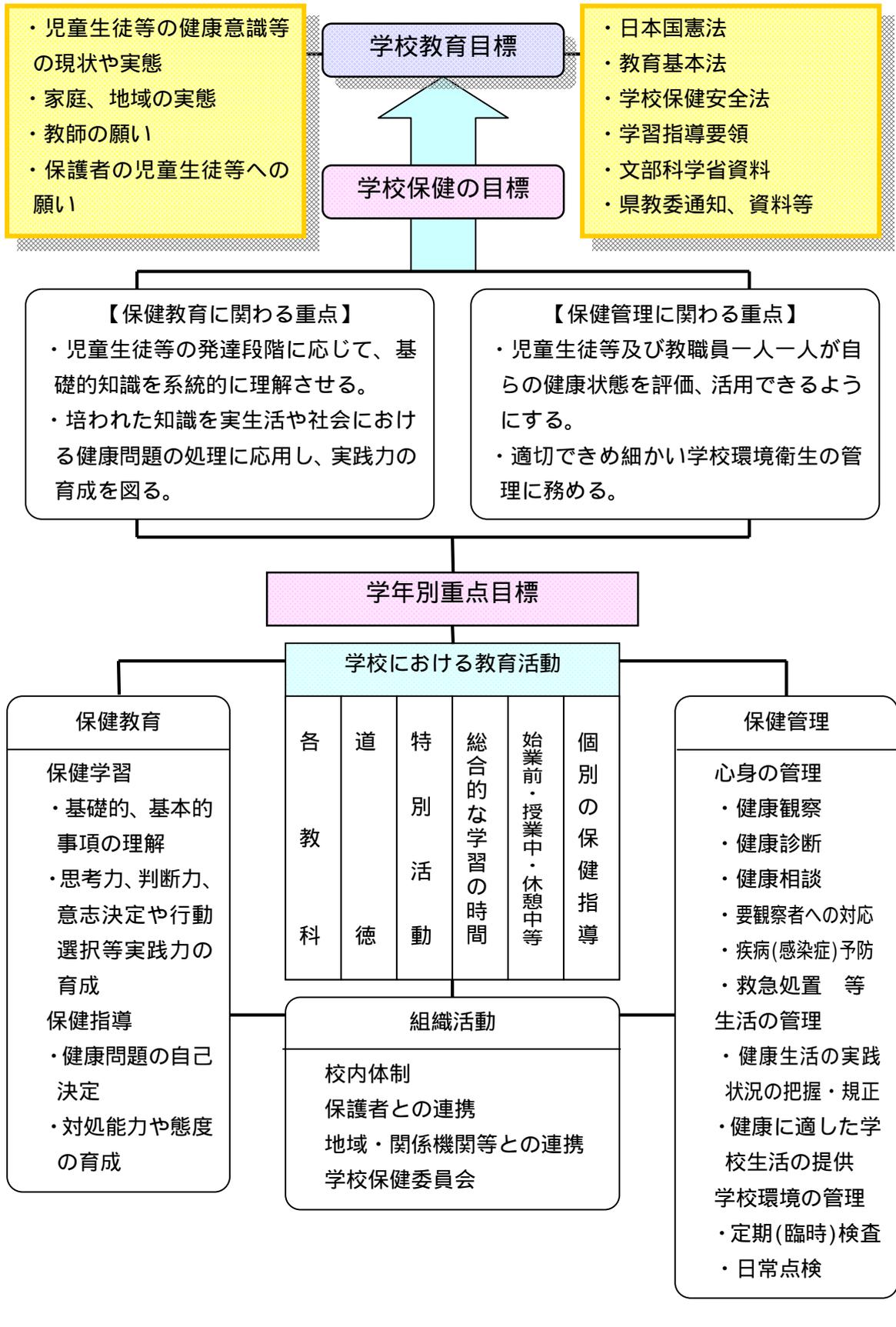
項目	事項
保健教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体育科、保健体育科での学年別、月別の保健学習の指導事項 ・ 理科、生活科、家庭科等関連教科における保健に関する指導事項 ・ 総合的な学習の時間における保健に関する学習内容 ・ 道徳における保健に関連する指導事項 ・ 学級活動、ホームルーム活動での月別、学年別指導事項 ・ 学校行事の健康安全、体育的行事の保健に関する行事 ・ 児童会活動、生徒会活動で予想される活動 ・ 児童生徒等に対する養護教諭等による個別または集団対象の保健指導 ・ その他必要な保健指導
保健管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察や保健調査 ・ 児童生徒等の定期、臨時の健康診断 ・ 健康診断の事後措置 ・ 職員の健康診断 ・ 学校保健安全法第 8 条の健康相談 ・ 健康相談活動 ・ 定期、臨時の学校環境衛生検査、事後措置 ・ 学校環境の美化清掃 ・ 身長及び体重の測定 ・ 感染症、食中毒の予防措置 ・ 児童生徒等の健康に対する意識や生活行動に関する調査 ・ その他必要な事項
組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校内における組織活動 ・ 学校保健委員会、地域学校保健委員会 ・ 地域、関係機関、団体との連携 ・ 学校保健に関する研修
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校保健活動の評価 ・ 総合的な学習の時間との関連

学校保健計画は、学校における児童生徒、教職員の保健に関する事項の具体的な実施計画であるが、この計画は、学校における保健管理と保健教育との調整にも留意するとともに、体育、学校給食など関連する分野との関連も考慮して策定することが大切である。

また、この計画を適正に策定し、それを組織的かつ効果的に実施するためには学校における健康の問題を研究協議し、それを推進するための学校保健委員会の設置を促進し、その運営の強化を図ることが必要である。

(昭和 47 年の保健体育審議会答申より)

学校保健全体計画（例）

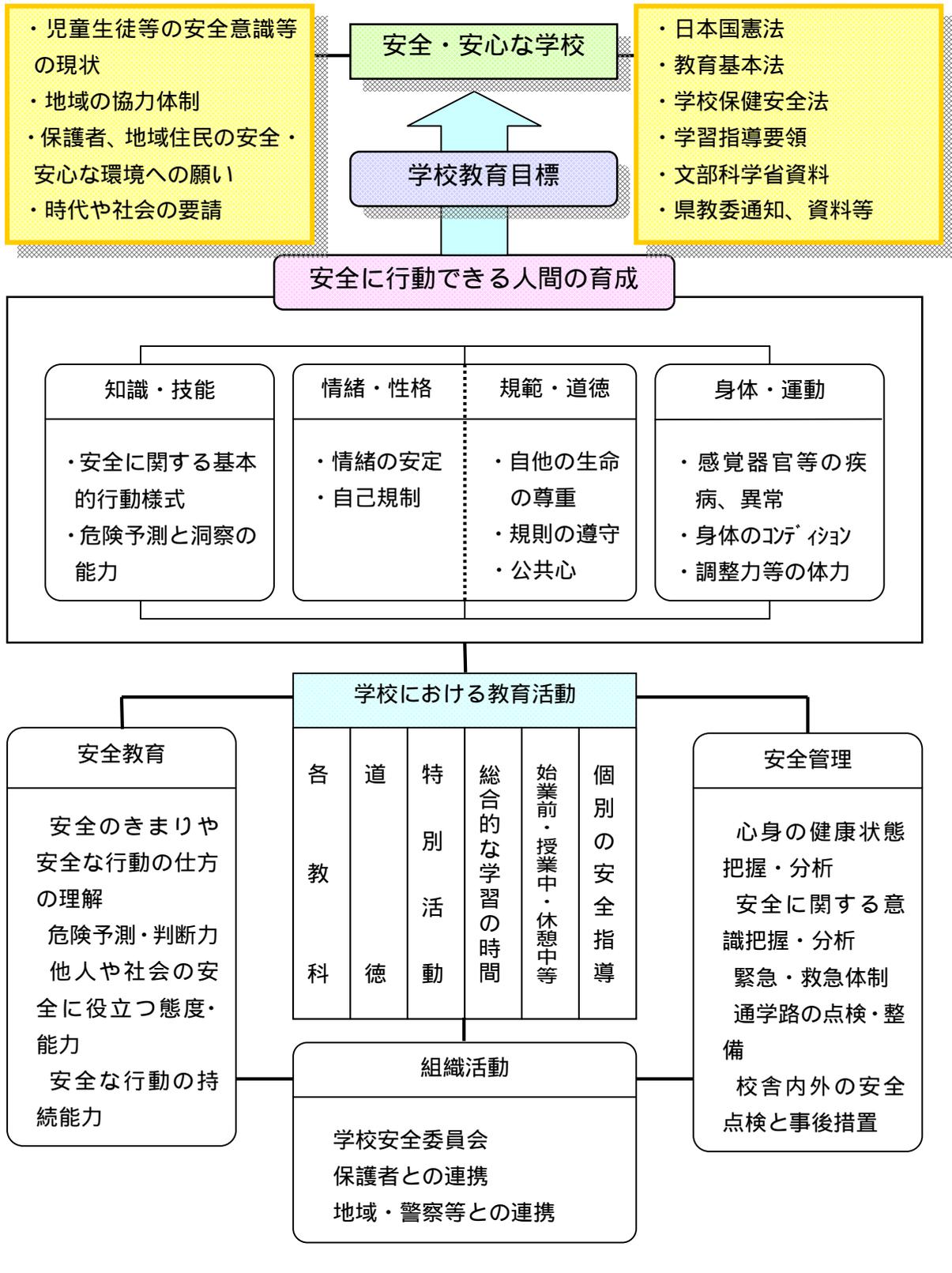


学校安全計画

学校安全計画は、一般に安全管理を内容として作成される場合が多いが、学校における安全管理は安全教育と一体的に推進されてこそ効果が高められるものであり、学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを統合し、全体的立場から、年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画として立案することが望ましい。

項目	事 項
安全教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学年別、月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項 ・ 学年別、月別の安全指導の指導事項 ・ 学級（ホームルーム）活動、学校行事、児童（生徒）会活動、クラブ活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項 ・ 課外における指導事項 ・ 個別指導に関する事項 ・ その他必要な事項
安全管理	<p>【生活安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設・設備、器具・用具等の安全点検 ・ 各教科、学校行事、クラブ活動・部活動、休憩時間その他における学校生活の安全のきまり・約束、安全確保のための方法等に関する事項 ・ 生活安全に関する意識や行動、事故災害の発生状況等の調査 ・ 校内及び地域における誘拐・暴力等の犯罪防止対策及び緊急通報等の体制 ・ その他必要な事項 <p>【交通安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通学路の設定と安全点検 ・ 通学に関する安全のきまり・約束等の設定 ・ 自転車、二輪車、自動車（定時制高校の場合）の使用に関するきまりの設定 ・ 交通安全に関する意識や行動、交通事故の発生状況等の調査 ・ その他必要な事項 <p>【災害安全】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災のための組織づくり、連絡方法の設定 ・ 避難場所、避難経路の設定と点検・確保 ・ 防災設備の点検、防災情報の活用方法の設定 ・ 防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査 ・ その他必要な事項
組織活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭、地域社会との連携を密にするための学校安全委員会等の開催 ・ 教職員を対象とした学校安全全般に関する研修に関する事項（法改正を踏まえて） ・ 保護者等を対象とした安全指導、応急手当、防災等の研修に関する事項 ・ 家庭、地域社会と連携した防犯、防災、交通安全などに関する具体的な活動 ・ その他必要な事項

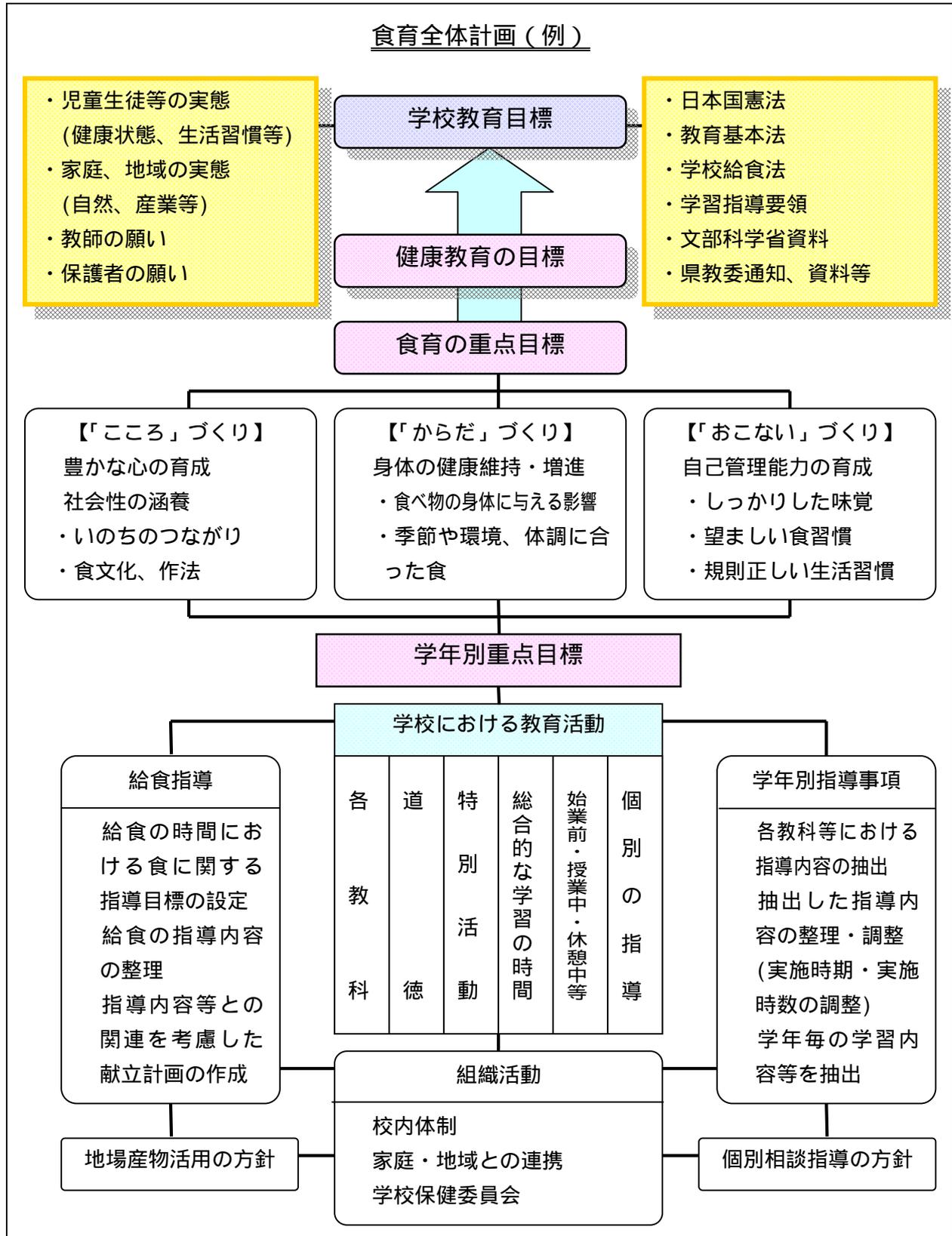
学校安全全体計画（例）



日本体育大学吉田瑩一郎名誉教授作成資料をもとに一部変更して作成

食育全体計画

学校等における食育を効果的に行うためには、教育課程に明確に位置づけて、全体計画・年間指導計画を作成した上で実践することが必要である。全体計画・年間指導計画を作成することで、意図的、計画的、組織的な食育を全教職員が共通理解のもと、推進することが可能となる。



(3) 保健管理・安全管理・学校給食の衛生管理等の徹底

保健管理・安全管理・学校給食の衛生管理等に関する留意事項については、各論「学校保健編」・「学校安全編」・「学校給食編」で述べることとする。

【学校保健安全法】

第1条 この法律は、学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図るため、学校における保健管理に関し必要な事項を定めるとともに、学校における教育活動が安全な環境において実施され、児童生徒等の安全の確保が図られるよう、学校における安全管理に関し必要な事項を定め、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。

【学校給食法】

第9条 文部科学大臣は、学校給食の実施に必要な施設及び設備の整備及び管理、調理の過程における衛生管理その他の学校給食の適切な衛生管理を図る上で必要な事項について維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校給食衛生管理基準」という。）を定めるものとする。

(4) 緊急時対応訓練

訓練目的と訓練形式

訓練目的		訓練形式
理解、習熟	専門知識を習得する	研修会 シナリオ提示型訓練
	危機や設備の取扱いに習熟する	研修会 シナリオ提示型訓練
動作確認 連携手順 の確認	通信連絡機器に関する動作確認を行う	シナリオ提示型訓練
	関係者が共通理解を得る	研修会 シナリオ提示型訓練
	定められた対応を迅速かつ確実に実施する	シナリオ提示型訓練
	防災対応の連携手順を確認する	シナリオ提示型訓練
実践的な対応力の向上	対応力や判断能力を向上させる	シナリオ非提示型訓練 図上訓練
	体制や計画の実効性を検証する	シナリオ非提示型訓練 図上訓練
	実際の緊急時の現場に近い環境で対応を経験する	抜き打ち訓練

訓練形式

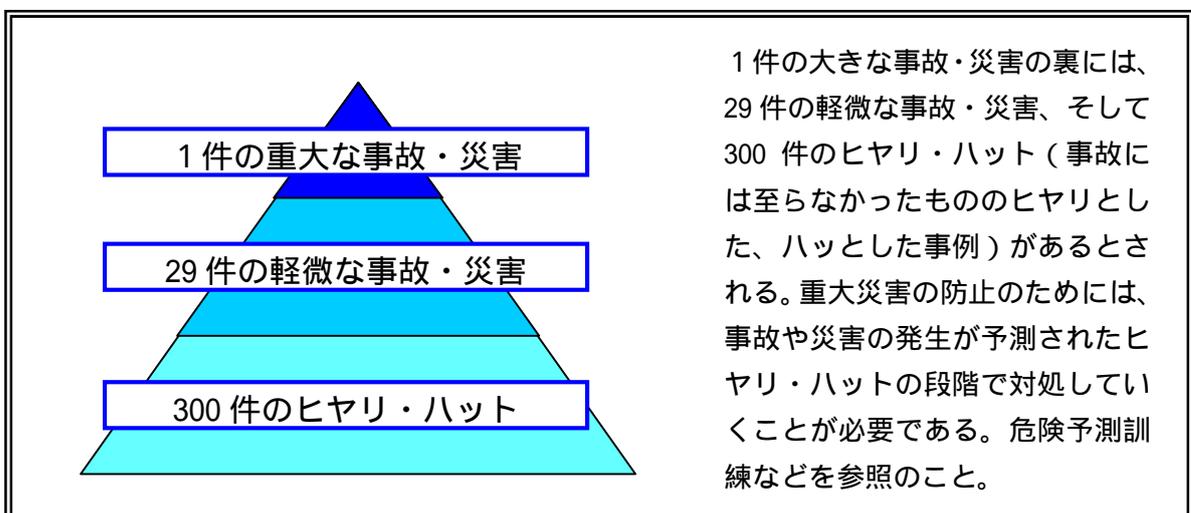
訓練形式	特 徴
研 修 会	<ul style="list-style-type: none"> ・座学を中心として、基礎的知識及び専門知識の習得を図る。 ・組織が抱える未解決の課題等についても議論を深める。
図 上 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に体を動かすものではなく、イメージ力の向上や、判断能力の向上を目的とする場合に適した訓練。 ・空間的・時間的制約がないため、例えば災害の長期化に関する課題の抽出等、実際の訓練では実施が困難な事項の検討にも適している。
シナリオ提示型訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・対応手順や連携の確認に主眼をおくため、事前に訓練シナリオを提示する訓練。 ・実践的な対応力の向上には向かない。
シナリオ非提示型訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練シナリオを事前に提示しない形式の訓練。 ・完全な抜き打ち訓練ではないが、訓練参加者（プレイヤー）は訓練中にコントローラーから付与される情報（状況）に基づき自ら判断し行動する。 ・実践的な対応力を検証するのに適している。
抜 き 打 ち 訓 練	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練開始のタイミングでさえも事前に参加者に伝えない訓練。シナリオ非提示型訓練よりもより現実に近い状況設定となる。 ・訓練による混乱防止の観点から、対象範囲は限定される。

訓練手法の整理

- ・訓練の企画立案時には「訓練目的」と「訓練対象」を選定することが重要。
- ・1回の訓練で全ての要素を検証することは不可能。
- ・目的に応じて適切な訓練形式を選択し、複数の訓練を組み合わせる。

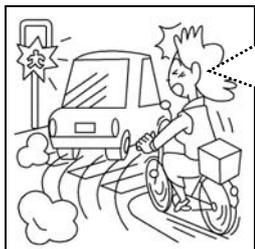
ハインリッヒの法則

ハインリッヒの法則（ハインリッヒのほうそく、Heinrich's law）は、労働災害における経験則の一つである。1つの重大事故の背後には29の軽微な事故があり、その背景には300の異常が存在するというもの。ハインリッヒの（災害）三角形（トライアングル）（定理）又は（傷害）四角錐（ピラミッド）とも呼ばれる。



ヒヤリ・ハット事例

交通事故



横断歩道が青信号なので横断した際、横から車がきて危うくひかれそうになった。

衝突



階段下で帳簿を抱えて降りてきた職員と衝突し、相手は階段で後ろ向きに倒れ腰を打った。

有害物



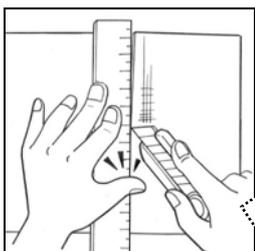
漂白剤の入った容器に、誤って洗浄剤を入れてしまった。

高温の物との接触

振り向いた時、後ろに熱湯の入った鍋を持った調理員とぶつかり、熱湯が鍋からこぼれて足に降りかかりそうになった。



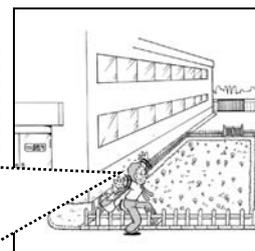
切り傷



定規を当ててカッターで厚紙を切断していたところ、定規のキズにカッターの刃が引っかかり、定規を押さえていた親指に接触しそうになった。

転倒

柵を跨いで花壇内に入ろうとしたところ、柵の先端にズボンの裾が引っ掛かり転倒しそうになった。



給食

- ・アレルギー除去食をつくっていて、卵を除去するのを忘れ、危うく給食として出しそうになった。
- ・アナフィラキシーショックを起こす恐れのあるこどもの給食に、エビを間違えてスープに入れてしまった。

図上訓練の進め方

1 図上訓練とは

図上訓練とは、メモと鉛筆だけで行える簡単な訓練である。学年、同じ教科や同じ校務分掌の担当者、管理職などが集まり、事件・事故が起こったことを想定して、

どのような対応が考えられるか

そのようなことにならないために準備すべきことはないか

について、話し合いを行う。30分程度の時間で可能。

2 図上訓練の進め方

(1)「ヒヤリハット事例」を題材とした場合

日常の教育活動や業務の中で、これまでにヒヤリとしたこと、ハットしたことがなかつ

たかを出し合う。出てきた事案に対して、そのような危機が発生をしないようにするための未然防止策としては、どういうことが考えられるか、また、実際に危機となった場合には、教職員はどのような対応をとるべきかなどを話し合う。

(2)「新聞等に掲載された事件・事故」を題材とした場合や「想定される事件・事故」を題材とした場合

新聞等に掲載された危機事例やあらかじめ訓練のために想定した危機事例が仮に学校で発生した場合、教職員が行うべきことや、その時に備えてあらかじめ準備を行うことが望ましいと考えられることがないかを話し合う。

<ヒヤリハット事例を活用して>

- ・翌日の授業の持ち物の連絡を忘れてしまい・・・
- ・パソコンで成績表を処理していたら、1列足し算されていなくて・・・

<新聞報道など、他で起きた事案を活用して>

- ・同じことが自分の学校でも発生した！ どうする？
- ・あんな大変なことが起こった！ 自分の学校には、影響はないか？

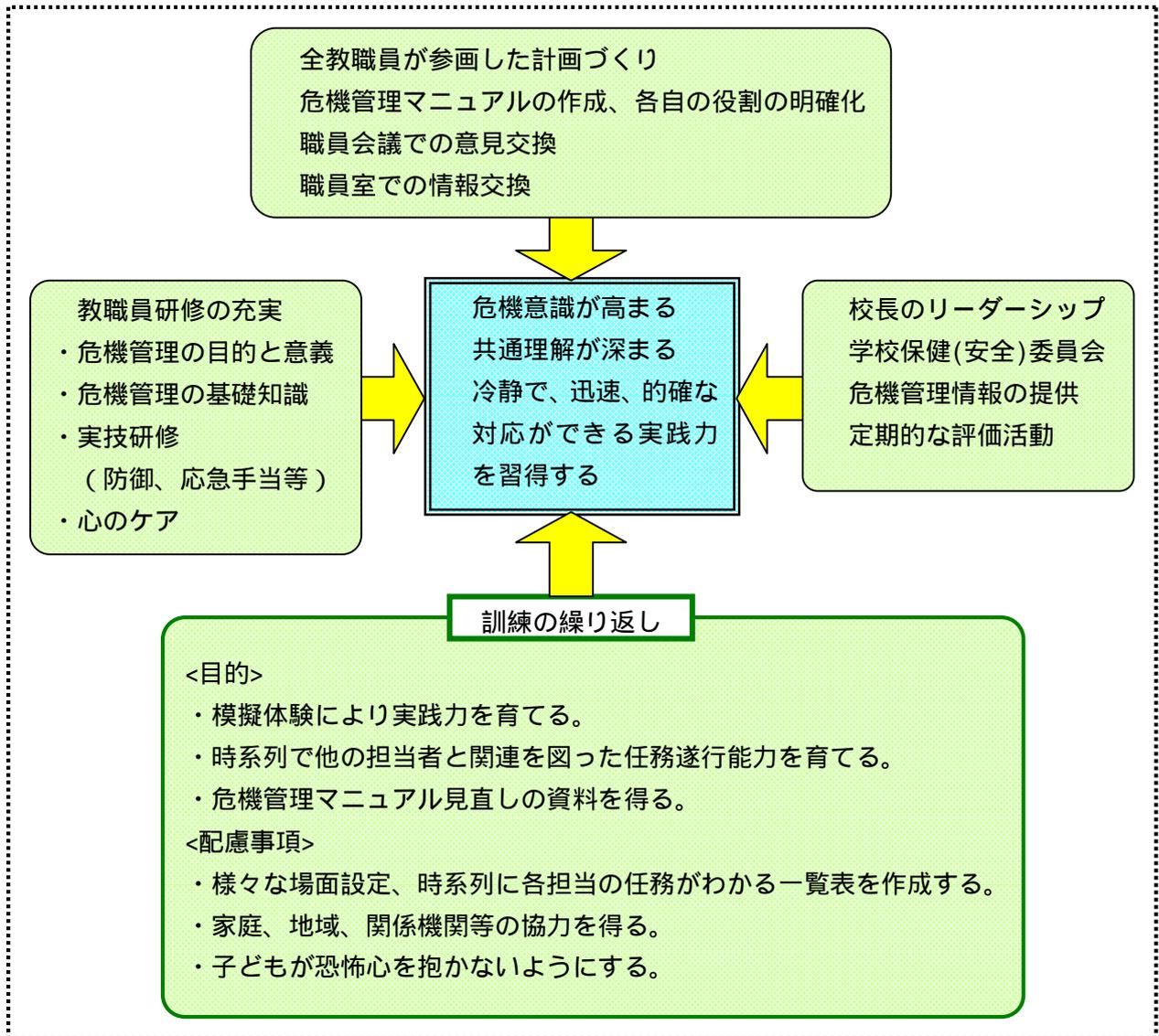
<様々な教育活動の場面を想定して>

- ・運動会の最中、児童が急に倒れた！ どうする？
- ・ホールで演劇鑑賞中に火事発生！ どうする？
- ・校外学習で生徒が一人行方不明になった！ どうする？

参考：「学校における危機管理の手引」(平成21年4月改訂 三重県教育委員会)

(5) 教職員の共通理解と訓練の重要性

緊急事態発生時には、迅速・的確に対応し、児童生徒等の安全を確保するとともに、正常な教育活動を保つためには、教職員一人一人が、それぞれの役割を十分に理解し、お互いに連携を図りながら、いかなる状況にも落ち着いて臨機応変に対応できるようにしておくことが大切である。



(6) 家庭、地域、関係機関・団体等との連携

児童生徒等の健康や安全確保のためには、家庭や地域、及び専門的な知識を有し、主体的な活動を行っている関係機関や団体と連携して、効果的な取組を進めていく必要がある。

家庭・地域社会との連携

日ごろからの情報提供と意向の把握

授業参観や学校行事の開放、各地域での懇談会等を通じ、学校の現状や指導方針の説明を行い、学校に対する理解・協力を求めるとともに、保護者や地域の人々の意向の把握に努める。

なお、学校からは学校通信や学年通信等、様々な文書が保護者あてに出されているが、そ

の際、人権やプライバシー保護の観点等に十分配慮する必要がある。

学級通信についても、複数の教員により事前に内容を検討するなど、学校から出される文書を検討するシステムを確立しておくことが重要である。

地域の協力者との連携

地域の民生委員・児童委員や保護司、学校評議員等と日ごろから連絡を取り合うことにより、地域における児童生徒等の状況を把握する。

安全確保の取組

開かれた学校づくりの推進に伴い、不審者の侵入を防止するなどの安全確保の取組も必要となる。例えば、外来者を把握するための受付の設置、教職員・保護者による校内外の巡回、「子ども110番連絡所」の設置等の取組を充実する必要がある。

保護者や地域の人々からの情報提供

保護者や地域の人々から、電話等により、地域における児童生徒等の行動等について様々な情報が学校に提供される。その中には学校への批判も考えられるが、提供された情報により、危機の未然防止が図れるなど、大変重要なものである。

情報提供を受ける際には、次のような点に留意する。

誠意ある対応

情報提供者に対して、誠意をもって対応する。

特に、最初に対応した教職員の対応が学校の姿勢と理解されるので、対応の基本方針について共通理解を図るとともに、電話のマナー等についても留意する。

情報内容の確認

対応の際、例えば5W1Hを意識しながらなるべく詳細に情報を聞き取るように心がける。そして、指摘を受けた内容については、事実関係を確認することや、基本的な指導方針について伝える。

また、後日、学校から連絡をとる必要があるので、氏名、連絡先等を聞いておく。

情報の共有化と組織的な対応

情報を受けた教職員は、直ちに管理職等にその内容を伝え、学校全体で情報を共有する。必要に応じてさらに情報収集を行い、管理職の指示により迅速な対応を行う。

関係機関との連携

日ごろからの連携

学校が支援を得られる機関についての情報を収集し、それぞれの機関の業務内容や特徴等を把握した上で連携を図る。学校から指導方針や現状を説明し、適宜助言を受けることなどを通して、日ごろから相談したり情報交換できる関係をつくっておくことが大切である。

緊急時の連携

危機を最小限に抑えるため、消防、警察、保健所等の関係機関に連絡し、支援を要請することを原則とする。校長は正確な事実関係を把握し、最終的に要請の必要性を判断する。

継続した連携

危機を脱した後も、今後の対応についての助言を得たり、直接、児童生徒等の支援に当たってもらったりするなど、継続的な連携を図る。また、連携した機関から、学校の緊急対応についての評価を得て、その改善を図ることも大切である。

2 緊急事態発生時の危機管理

緊急事態発生時には、「児童生徒等の安全・安心の確保」を最優先として、被害拡大の防止、復旧等を目的とした対応策を検討し実施する。また、危機管理マニュアルに想定していない状況も発生することがあるため、正確な情報収集に基づき、迅速かつ的確に判断し、全教職員が協働して危機に立ち向かうことが重要となる。

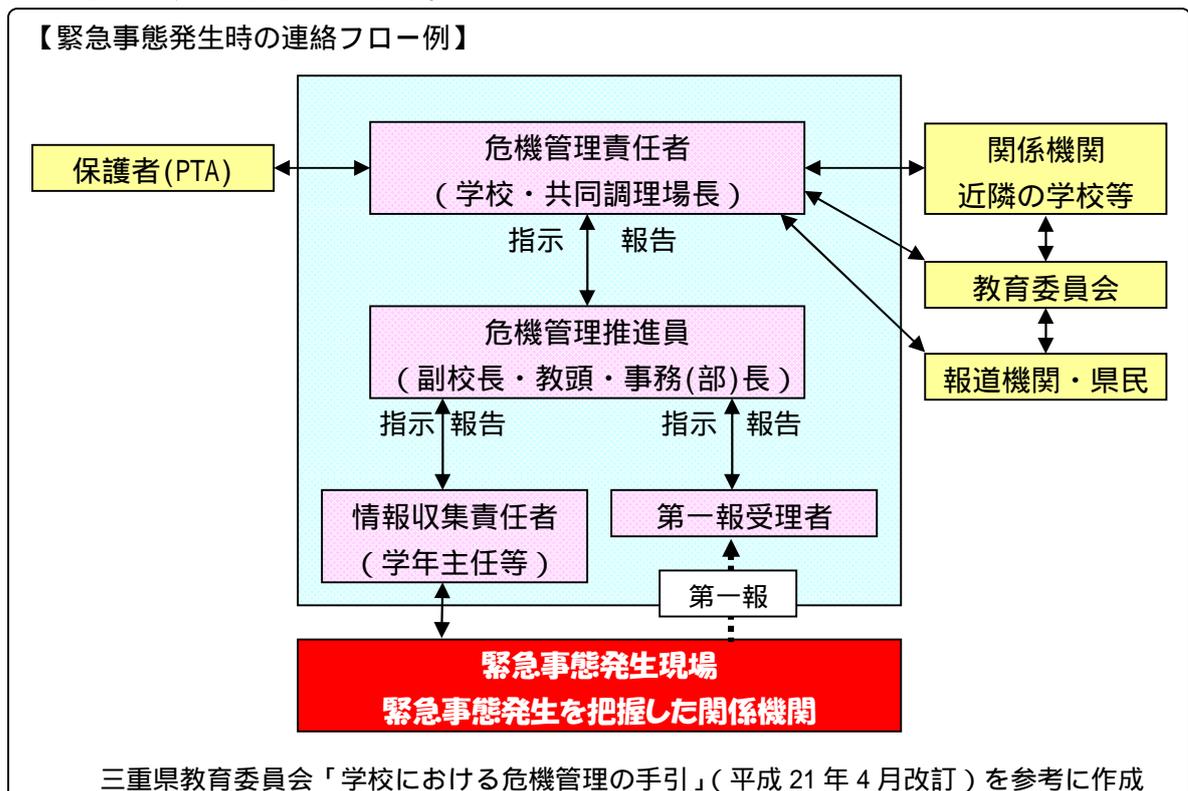
【緊急事態発生時の取組の流れ】



(1) 情報の収集と事態の見極め

緊急事態が発生した場合、迅速かつ的確に情報の収集・記録・伝達・分析・共有を行い、実態を見極める。

【緊急事態発生時の連絡フロー例】



三重県教育委員会「学校における危機管理の手引」(平成21年4月改訂)を参考に作成

～ 緊急事態発生時の連絡～

連絡方法は5W1Hの原則に沿って行います。

What 何が起きたのか	When いつ起こったのか
Where どこで起きたのか	Why なぜ発生したのか
Who 誰なのか	How どのようにして起こったのか

以上が原則であり、特に二つの下線事項は必ず伝える。また、状況によって優先連絡先が変わるので、下記の状況に合わせて連絡をする。

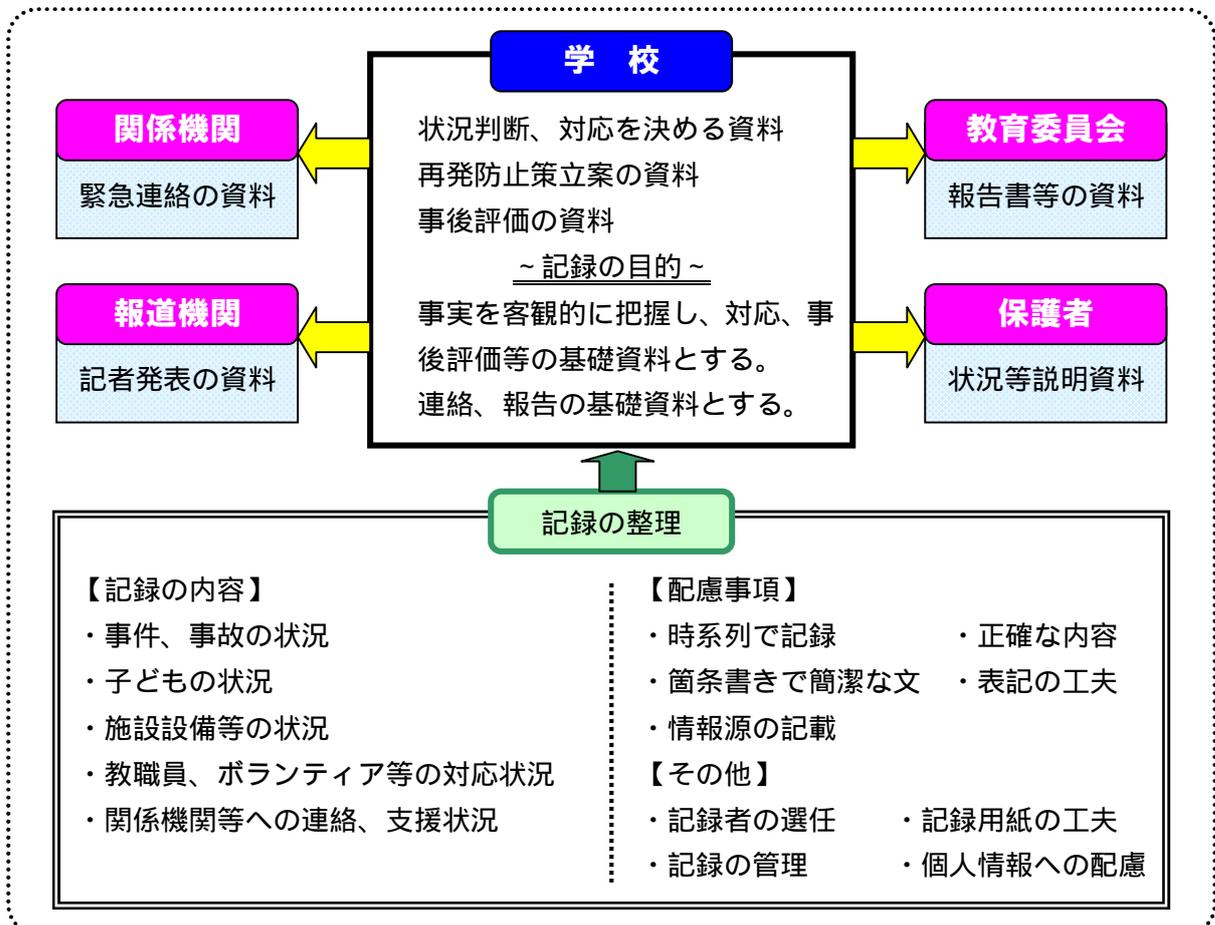
【人命に関わる状況の場合】
 救急への通報を優先する。その後、警察及び関係機関への連絡を行う。

【不審事象の発見の場合】
 危険を感じられる場合は警察へ通報する。
 不審事象とは人がいないはずの場所にタバコの吸殻がある、開いているはずの無い窓が開いているなどおかしいなと思う事象のことである。

【犯罪発生の場合】
 警察への通報を優先する。なお、通報する際には安全の確保にも留意する。

(2) 情報の整理と提供

事件・事故などによる緊急事態が発生した場合は、速やかな情報の整理と提供、保護者等への説明、報告書の作成や災害共済給付請求などが必要となることから、事件・事故の発生状況や経過、負傷者等の状況、緊急に実施した措置などを整理しておくことが大切である。



～ 記録用紙の例 ～

学校の実態に応じた記録用紙を常備し、いつでも使えるようにしておくことが大切である。

状況、対応等について、時系列で逐次記載する記録用紙例

<例 1>

日 時	状 況 ・ 対 応 等	備 考

<例 2>

日時	事故等の状況	子どもの状況	学校の対応	関係機関等の対応	備考

事件・事故等の状況、負傷者の場所等を校舎平面図や校区地図に表すことも有効な方法である。

負傷者の状況等を一括して把握する記録用紙例

	発見時刻	氏 名	学年・組	保護者名	症状	応急手当	搬出時刻	搬送先	付添者
1									
2									

負傷者の状況等を個別に時系列で把握する記録用紙例

() 年 () 組				氏 名 ()					
保護者氏名 ()				連絡先 TEL ()					
搬送先病院名 ()				病 院 TEL ()					
日 時	症 状 等			応 急 手 当 等			備 考		

(3) 初動(初期)対応の重要性

学校管理下で児童生徒等の事故等が発生した際、教職員が迅速、適切な初動(初期)対応をとることにより、被害の拡大を防ぐことができる。また、保護者等へ早急に連絡し連携を図ることにより、症状の経過観察や心のケア等を含めたより適切な事後対応が可能となる。そのことによって、学校に対する信頼感も高まる。

〔初動体制の例〕

- ・ 責 任 者：校長・共同調理場長 ・ 副責任者：副校長・教頭・事務(部)長
- ・ 対 応 者：関係学年、学科、校務分掌の長

〔初動対応のポイント〕

児童生徒等の安全確保を第一に行う。事故現場にいわせた教職員が、あるいは体制として(救護班など)応急手当を行う。特に、頭部(顔部)、腰部等の傷病が疑われる場合は、救急車の出動要請をするなどし、早急に医師のもとに搬送する。また、負傷者の実態や人員の把握を行う。

速やかに保護者へ連絡し連携を図るとともに、管理職は、直ちに搬送先の病院等へ見舞い、謝罪する。

傷病者本人又は周囲の児童生徒等から、配慮をしながら、十分に聞き取りを行い、情報を収集する。

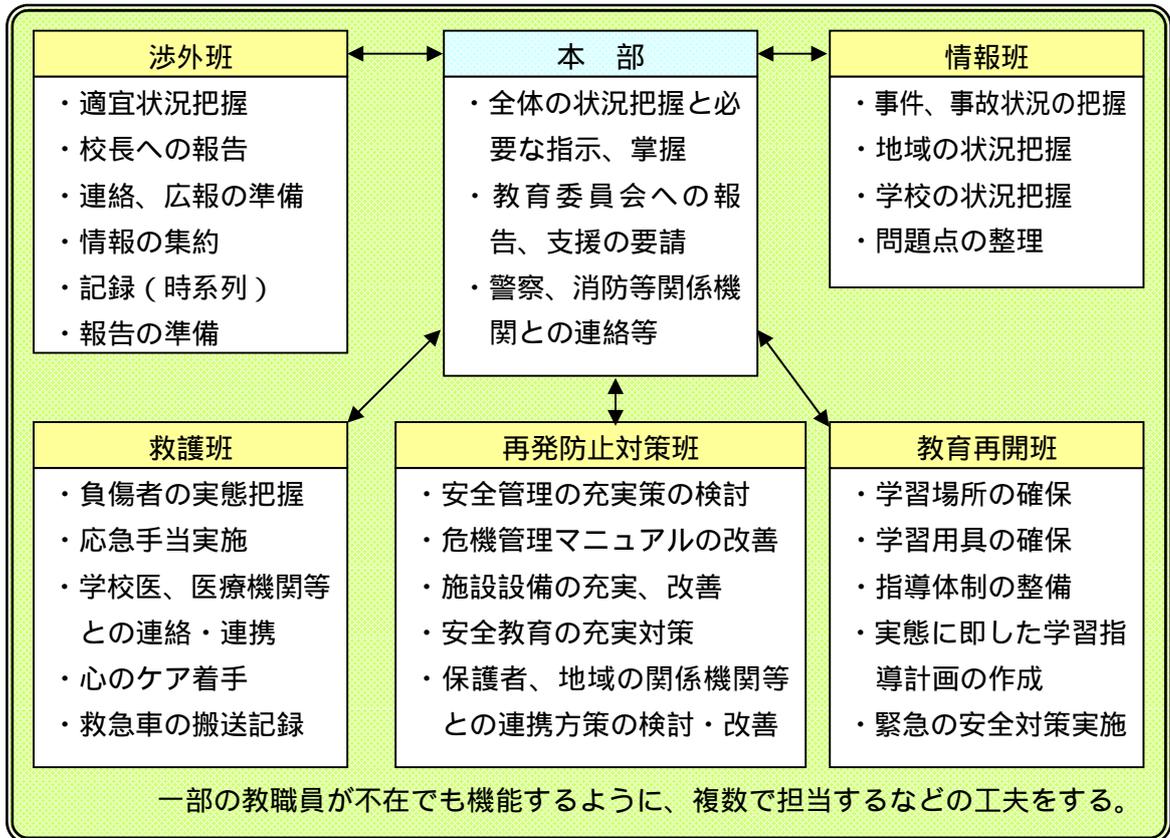
管理職、担任、養護教諭等で情報を共有する。

教育委員会へ報告するとともに警察等関係機関やPTAと連携する。

(4) 応急対策の実施

事件・事故対策本部の活動を開始し、事後の対応や措置を機能的に行う。

【事件・事故対策本部の一例】



(5) 推移予測と対策の検討・実施

発生した危機に対して的確な実態把握、今後の推移予測、対策の検討を行い、決定した対策を実施する。

【情報の確認】

- ・現状での情報を事実と推測とに区分し、整理して記録する。
- ・判断のために必要な重要情報で、不明確な情報について確認を行う。

【学校としての対応方針の明示】

- ・校長は、児童生徒等の安全・安心の確保を最優先に対応を行うことを明確にする。

【状況推移の予測と体制の決定】

- ・事態が今後どう進展（児童生徒等への影響や学校経営への影響など）していくかを予測し、緊急に対応すべきものを選び出す。
- ・校長はその優先順位を決める。
- ・発生した危機がきわめて重大である場合は、学校に対策本部を設置する。

【対策案の検討】

- ・副責任者は、校長の指示のもと以下の4点を実施する。
 - 1) 状況推移の予測と体制の決定をもとに対策を検討する。
 - 2) その対策を実施するための準備や業務の検討を行う。
 - 3) 関係機関、教育委員会、保護者やPTAに対し誰が、いつ、どのような連絡・調整を行うのかを決める。

4) 各対策、業務の担当部所（担当者）を決める。

【対策の決定】

- ・副責任者は、それぞれの対策について、その対策を実施した場合のリスクと実施しなかった場合のリスクを比較し、実施の是非を検討し、校長に報告する。
- ・校長は対策を決定し、実施を指示する。

【学年間、学科間、分掌間の連絡・調整】

- ・学年間、学科間、分掌間の調整を行う。

【保護者への説明、マスコミへの広報】

- ・校長は保護者や県民との信頼関係を構築するため、教育委員会の担当部所と協議のうえ、学校通信やホームページ、報道機関への資料提供による積極的な情報提供に努める。また、問い合わせや苦情等に的確に対応する。

1) できるだけ早く事実を公表する。

公表する内容をわかりやすくまとめた配布用資料（A4判、1枚程度）を準備する。

2) 情報提供を積極的に行う。

3) 最初の公表の時期は次の事項が把握できた時を目途とする。

発生日時、発生場所、状況、被害程度(被害者の有無)、当事者の状況、被害拡大の可能性

4) 危機発生の広報を行う際には、教育委員会の担当部所と協議を行うものとする。

5) 広報や問い合わせ、相談等の窓口は一つにし、対応者を決めておく。

【教育再開に向けた対応】

- ・事態が収束した後、児童生徒等の心のケア、施設設備の復旧等が必要になる。
- ・教育委員会と連携し、学校の安全・安心の確保を行い、速やかに教育が再開されるよう対応する。

～ 保護者等への説明～

【文部科学省「学校の危機管理マニュアル」（平成19年11月）より】

被害にあった子どもの保護者には、できるだけ速やかに連絡し、学校または病院等に急行してもらおう。その場合、PTA役員等に協力を要請することも検討する。

報道機関へは、情報を整理し、適宜提供する。

事件・事故の深刻さ等を勘案し、保護者説明会等の開催や学校だよりなどの広報の発行を行う。

保護者等への説明会の次第・内容等の例

司会・進行（教務主任・学校安全主任）

- 1 全体説明（校長）
- 2 説明（副校長・教頭）
 - （1）事件・事故の概要（発生日時・場所、加害者・被害者、人数・被害の程度）
 - （2）被害者への対応（応急手当・救急車、家庭訪問）
 - （3）今後の対応（見舞・心のケア、安全対策・休校措置、関係機関との連携）
 - （4）協力依頼（防犯パトロール、不審者の情報提供）
- 3 質疑応答

(6) 教育委員会との連携

教育委員会への支援要請

緊急事態発生時には、様々な対応が必要となり、学校だけで対応することには限界がある。学校だけで抱え込まず、教育委員会に助言を求めたり、職員の派遣を要請したりする。

教育委員会の支援

学校が危機に陥った際、教育委員会は、学校を直ちに支援しなければならない。職員を派遣することなどにより、学校とともに問題の早期解決を図る。

教育委員会の支援内容

学校への支援については、次のようなことが考えられる。

【学校への指導・助言】

学校は、対応の当事者として余裕がなく、必要な対応を見落とす可能性がある。状況を客観的に把握し、教育委員会のもつ経験・知識を生かした指導・助言により学校の対応を支援する。

【関係機関等との連絡・調整】

学校が、教育委員会や警察等の専門機関と円滑な連携が図れるように、学校と協同体制を確立し、連絡・調整を行う。

【専門家の派遣等】

事件・事故発生後、児童生徒等の心のケア等が必要となる場合がある。教育委員会職員の派遣だけでなく、臨床心理士等の専門家の派遣等を検討する。

(7) 報道機関への対応

対応の基本的姿勢

報道機関への対応については、次の姿勢で対応する。

【情報の公開】

- ・個人情報や人権等に最大限に配慮しながら、事件・事故の事実を公開していく姿勢で対応し、事実を隠しているのではないかなどの誤解が生じないようにする。
- ・公開できる情報はきちんと伝えるが、プライバシー保護等の理由から伝えられない場合は、その旨を説明し理解を求める。

【誠意ある対応】

- ・報道を通じて、事件・事故の概要だけでなく、学校の対応状況や今後の方針を広く保護者や地域の方々に説明する考え方で対応する。
- ・学校と報道機関との関係が協力的なものとなるよう、誠意をもって対応する。

【公平な対応】

報道機関に情報を提供する場合、どの機関に対しても公平に情報を提供する。

対応のポイント

窓口の一本化

取材要請があった場合、対応は校長または副校長・教頭が窓口となり、一本化する。どちらが窓口になるかについては、あらかじめ協議しておく。

報道機関への依頼

多くの取材要請が予想される場合、児童生徒等の動揺を防ぎ、正常な学校運営

を維持する観点から、取材についての依頼を文書等により行う。

～依頼内容(例)～

校内の立ち入りに関して、取材場所、時間に関して、児童生徒等や教職員への取材に関して等

社名、記者名、連絡先等の確認

取材要請があった場合、後に連絡が必要となることがあるので、必ず社名、記者名、連絡先等を確認しておく。

取材意図の確認及び準備

あらかじめ取材意図等を把握し、予想質問に対する回答を作成することなどにより、的確な回答ができるように準備する。その際、事実関係が正確に把握できているか、推測の部分はないか、人権やプライバシー等への配慮はできているかなどの点に留意する。

明確な回答

不明な事や把握していないことは、その旨を明確に答える。誤解につながるようなあいまいな返答はしない。

教育委員会との連携

記者会見を開く際の留意事項等について助言を得るなど、教育委員会に支援を要請する。

記者会見の設定

取材要請が多い場合は、教育委員会と連携を図り、記者会見を開くことで対応する。その際、会見場所、時間等については、学校運営が混乱しないよう考慮した上で決定する。また、取材が長期化する場合は、記者会見の定例化も考える。

～ 緊急記者会見の開き方の例～

<事前準備>

記者出入口と、関係者出入口を別にする。

「ぶら下がり」(記者が群がって質問攻勢すること)を防ぐ。

記者に伝える人「発表者(スポークスパーソン)」を決める。

報道資料の準備をする。

記者の関心に応えられる資料を準備する。

メッセージを準備する。

文書を読み上げるだけだと「誠意がない。反省がない。」と思われることから、用意された文書だけでなく、自分の言葉で語れるメッセージを用意する。

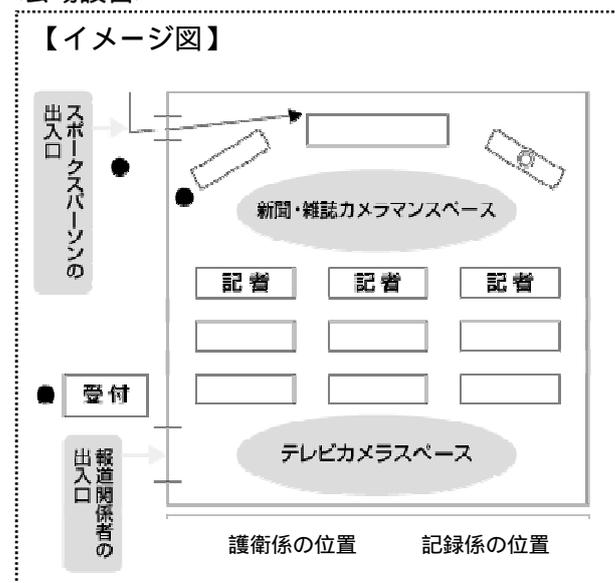
想定問答集を作成する。

記者からの質問を想定することは心の準備になる。サポートスタッフが使用し、メモを渡す際の材料として使用したほうがよい。

直前ディスカッションを行う。

論理的な矛盾が露呈しないようにするため、想定問答集をベースに直前にディスカッションしておくといよい。

<会場設営>



スポークスパーソンのテーブルと記者のテーブルを離す。

できるだけ記者側のストレスを排除するため、新聞カメラマンが、自由に撮影できるように、前方にスペースを作る。また、記者席を離すことで一定の距離ができるため、圧迫感を和らげる効果もある。記者席の「最後尾」にテレビカメラ用のスペースを作る。

テレビカメラ用のスペースがないと、カメラはあちこちに散らばって好き勝手な映像を撮ってしまう。撮れない状況になると、カメラマンが叫び出すこともある。

スポークスパーソンの後ろに、スペースを作らない。

カメラマンにスポークスパーソンのメモを撮影させないようにするために、スポークスパーソンの後ろには、スペースを作らないようにする。

受付は外に設置する。

報道以外の人紛れ込む場合があり、受付でもめることがあることから、受付は室外に設置し、報道以外の人の中に入れないようにする。

スタッフを決める。

スポークスパーソン以外に、司会進行役、記録係(ビデオ、写真、メモ)、スポークスパーソン護衛係を決めておく。護衛係はスポークスパーソンの会場への出入りをスムーズに行えるようにサポートするとともに、「ぶら下がり」を防ぐ役目も兼ねる。

<進行のポイント>

誰をスポークスパーソン(発表者)にするか、時間配分をどうするか、の2点である。

3 事後の危機管理

(1) 再発防止策の確立

極めて重大な危機が発生した場合及び校長が必要と認める場合、発生した危機への反省及び教訓を踏まえ、その発生原因や背景の分析を行い、再発防止のための適切な措置を講じる。

原因や背景の分析

- 1 危機管理推進員は、関係者等から情報を収集し、その内容の確認を行う。
 - ・いつ、どこで、何があったのか（事実の確認）
 - ・それはどの程度、どのように発生したのか（事態（被害）の状況確認）
 - ・その問題に対し、どのようなタイミングで、どのような対応を行ったのか
 - ・その問題に対し、児童生徒等や保護者、県民、報道機関からの評価はどうだったのか
- 2 原因の分析及び対応策の検討を行うため、危機管理推進員は、関係者を招集して再発防止会議を開催する。
- 3 危機管理推進員は、再発防止の観点をもって、危機発生の原因を分析し、整理する。
 - (1)危機は何故発生したのか、その直接的な要因について、キーワードを参考に整理を行う。
 - (2)(1)を引き起こした要因は何であったかについて、「人的要因」や「システムの要因」、「環境要因」の面から分析を行う。
 - (3)教職員の意識や組織風土等に何か問題がなかったかなど、(2)で分析を行った要因を生み出した背景にある問題点について分析を行う。
- 4 危機管理推進員は、整理した結果を校長に報告し、校長の指示のもと前項により整理された発生原因を踏まえ、再発防止のために必要な措置の検討を行う。
- 5 危機管理推進員は、校長の指示のもと再発防止のための措置を講じる。なお、対応が複数の学年・学科・分掌にわたる場合にあっては、相互に協力し、再発防止につとめるものとする。
- 6 再発防止策を講じた危機管理推進員は、校長に、対応状況等についての報告を行う。
- 7 再発防止策を実施した学年、学科、分掌等の担当者は、実施後次の事項について確認を行い、危機管理推進員に報告する。
 - ・再発防止策は計画どおり実施されているか
 - ・対策の効果はでているか

危機管理対応の評価

校長は危機への対応に関する反省・教訓を踏まえ、今後の対応のあり方について、下記の観点で見直しを行う。

【見直しの観点】

- ・緊急連絡体制に問題はなかったか
- ・初動体制は迅速に立ち上がったか
- ・危機管理マニュアルに従って行動されていたか
- ・関係教職員すべてが業務手順や命令系統を知っていたか
- ・情報は正確かつタイムリーに収集・報告されていたか
- ・関係教職員に情報が共有されていたか
- ・適切な情報分析が行われていたか
- ・教育委員会と緊密な連携ができていたか

- ・関係機関と緊密な連携ができていたか
- ・応急対策は適切であったか
- ・重要でない問題に翻弄されることはなかったか
- ・教職員の配備は適切であったか
- ・備品は適切であったか
- ・広報活動は適切に行われていたか
- ・被害者へのフォローは適切に行われていたか
- ・その他何か問題が確認されなかったか

(2) 危機管理マニュアル、各種計画等の見直し改善

【危機管理マニュアルの見直し・改善のポイント】

- 1 人事異動等による分担や組織の変更はないか。
- 2 施設設備や子どもの状況に変化はないか。
- 3 地域や関係機関との連携に変更はないか。
- 4 各種訓練、研修会等の図上訓練（卓上訓練）で、問題点や課題の発見はなかったか。
- 5 先進校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか。

(3) 心のケア

事件・事故・災害が子どもの健康に与える問題には極めて大きいものがあり、これに適切に対応するためには、平常時から十分な取組が必要である。

適切な心のケアの基盤となるのは、「毎日の健康観察」、「メンタルヘルスを担う校内組織体制の構築」、「心のケアに関する教職員等の研修」、「心身の健康に関する支援」、「心身の健康に関する指導」、「医療機関をはじめとする地域の関係機関等との連携」などである。さらに、危機管理マニュアルに心のケアを位置付け、実効性のあるマニュアルにするために、定期的に見直しを図ることが大切である。

事件・事故災害時におけるストレス症状

【特徴】

<幼稚園児～小学校低学年>

- ・身体症状：腹痛、嘔吐、食欲不振、頭痛
- ・情緒不安定(興奮、混乱)、行動上の異変(落ち着きがない、他人の物を隠すなど)

<小学校高学年～高校生>

- ・身体症状とともに、うつ状態、ささいなことでも驚く、夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになる。

【急性ストレス障害(Acute Stress Disorder)】

- ・再体験症状：体験した出来事を繰り返し思い出す、フラッシュバック等
- ・回避症状：体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする等
- ・覚せい亢進症状：眠れない、イライラする、落ち着かない、集中できない等

上記の症状がストレス体験の4週間以内に現れ、2日以上4週間以内の範囲で症状が持続した場合を「急性ストレス障害」と呼ぶ。

【外傷後ストレス障害(Posttraumatic Stress Disorder)】

事件・事故災害後に、ASDのような強いストレス症状が現れ、それが4週間以上持続した場合は、「外傷後ストレス障害」と呼ぶ。

事件・事故災害時におけるストレス症状への対応

事件・事故災害時におけるストレス症状のある子どもへの対応は、基本的には平常時と同じである。すなわち、健康観察等により速やかに子どもの異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることである。

健康観察では、事件・事故災害時における子どものストレス症状の特徴を踏まえた上で、健康観察を行い、子どもが示す心身のサインを見過ごさないようにすることが重要である。

【学校保健安全法】

第29条 第3項

学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第10条の規定を準用する。

第4章 参考資料

1 危機管理マニュアルの内容

(1) 総則

マニュアルの目的

マニュアルを作成する目的を簡潔に記述する。

例) (想定される危機)について、対応の方針や具体的な対応方法を定めることにより緊急事態発生時の被害を低減する。

対象とする危機

この危機管理マニュアルにおいて対応するリスクを明確にし、具体的に記述する。

例)・不審者が刃物を持って教室へ侵入する。
・学校給食後、多数の生徒に嘔吐・下痢がみられる食中毒の発生が疑われる。

対応体制

【予防体制】

緊急事態発生時の未然防止とリスクの低減を目的とした、予防のための体制を記載する。

【緊急事態発生時の体制】

緊急事態発生時に迅速な対応が取れるように、対応担当者及び不在の場合の代行者を明らかにしておく。また、保護者への連絡や関係機関等との連携による実行体制と役割分担について記載する。

(2) 未然防止策

想定されるリスクについて、その発生の要因や影響に関する分析に基づき、事象の発生を防止する対策を記載する。また、教職員が平常時から心がけ、実行しておく事項を記載する。

管理体制や点検活動

対象とする危機に対応する管理体制や点検事項等を記載する。

教育・研修・訓練に関すること

対象とする危機に応じて次の内容を記載する。

- ・児童生徒等の発達段階に応じた指導計画
- ・教職員や保護者等の研修
- ・訓練計画等

(3) 緊急事態発生時の対応

対応活動の流れ

想定されるケース毎に対応活動の流れ(図)を作成し記載する。

危機発生時の連絡体制

第1報の連絡ルートと報告すべき内容について定めておく。

情報の収集

情報収集先を含めた情報収集体制と収集項目・内容、収集した情報の関係機関を含めた伝達体制と方法等について整理しておく。

緊急対応策の決定

緊急対応策を決定する体制と手順（フロー図等）を定めておく。また、決定権者が不在の場合の対応についても整理しておく。想定される具体的対応策があれば記述する。

関係機関等へ協力依頼や連携

関係機関等連携が必要と考えられる機関への協力依頼や業務の分担等を定めておく。

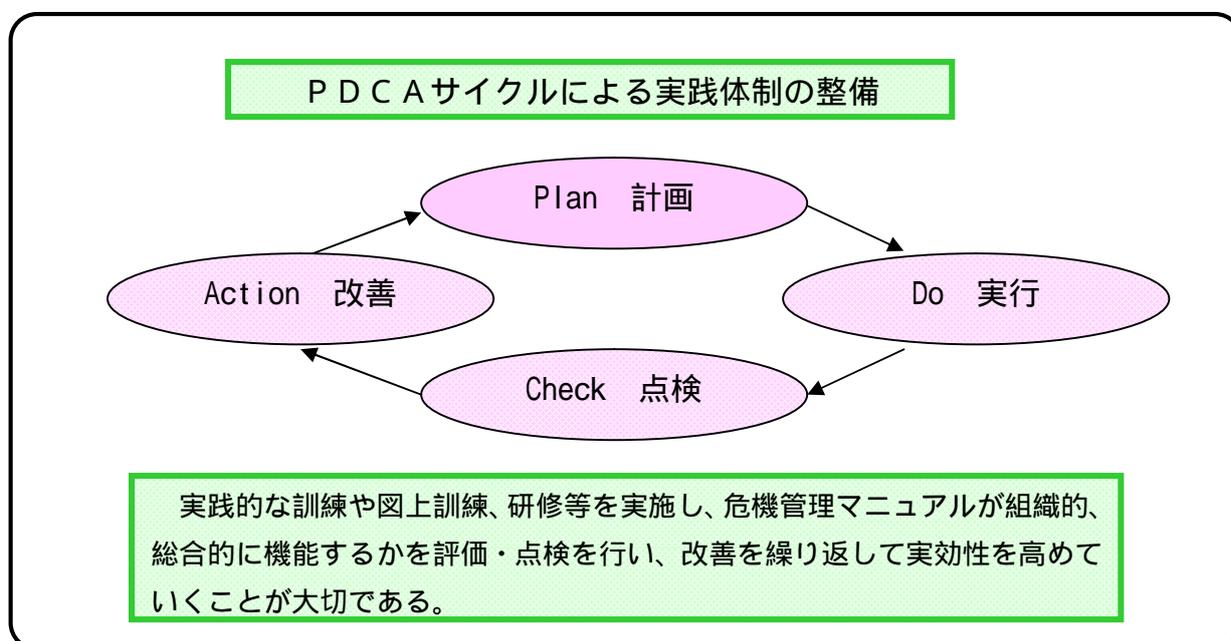
広報担当

提供すべき情報の内容や時期を定めておく。

(4) 事後対応

教育活動再開や心のケア、再発防止に関する事項等その他必要な事項について記載する。

留意事項



学校で作成した危機管理マニュアルを一覧表に整理すると、P D C Aサイクルによる実践体制整備の一助となる。

<例>

平成	年度	学校危機管理マニュアル一覧（例）			
	マニュアル名	対象とする危機	担当者・校務分掌名	見直し実施日	確認印

2 学校における緊急事態発生時の対応チェックリストの例

緊急事態発生時、現場では情報が輻輳したり、同時に応急対策の措置を講じたりすることが想定されるので、チェックリストを作成しておくことで混乱を避けることができる。

情報の収集・管理

(情報収集)

情報収集責任者を定めたか

通信手段の確保を行ったか

危機の発生現場に教職員を派遣し、情報収集を行っているか

関係機関から必要な情報収集を行っているか

教育委員会等

警察・消防・保健所等

P T A・自治会等団体

必要な情報を入手しているか(優先順)

いつ、どこで、何があったのか(事実確認)

それは、誰にまたは何に、どのような被害や影響を及ぼしたのか(被害の確認)

それに対し、どのような対応を行っているのか(対応状況の確認)

その被害や影響は今後、どのように進展していく可能性があるのか

(被害の進展の可能性)

マスコミ等の取材はあったのか

発生原因は何なのか(原因の確認)

(情報内容の整理・管理)

情報を一元管理する担当者を決めたか

収集した情報の記録・整理を行っているか

対外的に連絡した情報の記録・整理を行っているか

集まった情報のすべてを評価・判断して、「公開情報」「非公開情報」「事実」「推測」に分類しているか

(情報の共有体制と提供方法)

情報を共有すべき者の範囲を定めたか

情報を提供していく方法を定めたか

(保護者や市民への情報提供の検討)

現時点で、保護者や地域住民への情報提供を行うべきか否かについて検討を行ったか

マスコミへの情報提供について検討を行ったか、教育委員会へ相談したか

(関係者への報告)

教育委員会への連絡は行ったか

保護者への連絡は行ったか

近隣の学校・園への連絡は行ったか

警察・消防・保健所等環状機関への連絡は行ったか

P T A・自治会等の関係団体への連絡は行ったか

(検討・決定)

検討事項の整理を行ったか

今後の方針を決めたか

(役割分担の確認)

対策を実施する各班の役割、責任者、構成員を定めたか

(教職員の動員計画)

人員配置計画を定めたか

人員配置計画に基づく人員の確保を行ったか

配備する教職員の指名を行ったか

応急対策の実施

(被害者への対応)

二次災害が発生することがないように安全性の確認を行ったか

被害者の救出・救助活動を行っているか

負傷者に対し必要な応急手当を行っているか

被害者の状況の把握を行っているか

(避難誘導)

避難場所・避難ルートの安全性の確認を行ったか

避難誘導を迅速・円滑に行っているか

(二次被害の防止)

発生箇所の安全性の点検を行っているか

立ち入り禁止区域の設定を行うなど必要な応急措置を施しているか

監視体制をしているか

(連携すべき関係機関への応援要請)

関係機関（消防署、警察署、保健所等）へ応援要請する必要があるか

(連携すべき関係機関との確認事項)

連携して対応すべき事項について確認を行ったか

連携が必要な事項

共有すべき情報とその管理

(児童生徒・保護者等への情報提供)

危機発生時の混乱を防止し、安全・安心を確保するために必要な情報の提供を行っているか。

危機の発生状況

二次災害の危険性

児童生徒等や保護者、住民が取るべき適切な対応

応急対策の実施状況及び実施窓口

被害者等への支援の呼びかけ

生活関連情報

最適な手法で情報の提供が行われているか

文書、学校だよりの作成・配布

保護者説明会の開催

家庭訪問の実施

ホームページの活用

保護者等からの問い合わせや要望等の対応窓口を設置したか

(マスコミ対応)

教育委員会と緊密な連携を取り合っているか

記者会見の必要性を検討したか

提供する情報内容の整理を行っているか

想定問答集を準備したか

記者会見の場所の選定を行ったか

会見に出席する者の選定を行ったか

発表時期及び方法を定めたか

(被害者等へのフォロー)

被害を受けた児童生徒等やその保護者の救済にあたっているか

心のケアや健康相談を実施しているか

相談窓口を設置しているか

その他の相談窓口を設置する必要はないか

(正常化に向けた対応)

正常化に向けた検討を行い、実施したか

校内体制の見直し

専門家、教育委員会等による支援の必要性

実施すべき取組(心のケア、児童生徒等及び保護者への説明 など)

教育活動再開の時期

備品の充足や施設の修繕

3 報道発表資料の例

平成 年 月 日

報道関係者各位

市立 小学校
校長

小学校における 事故（事件）について

事故・事件等の事実の概要を簡潔に記載する。

（ 小学校では、 月 日（ ）午前 時 分ごろ…………… ）

記

1 被害状況

- （ 1 ） 被害者（品）等について
- （ 2 ） 被害者（品）等の管理状況について
- （ 3 ） 被害の状況について

2 対応及び今後の対応

- ・ 臨時の職員会議を開き、 の状況について確認しました。他には被害はありませんでした。
- ・ 全校集会を開き、校長から児童（事故・事件等）の事実を説明するとともに、二次被害の防止について説明しました。
- ・ スクールカウンセラーと連携し、児童の心のケアに努めます。
- ・ P T A 緊急役員会議を開き、（事件・事故等）の状況を説明しました。
- ・ 全保護者には、（本日 月 日）経緯の説明した文書を配布しました。また、 月 日 時から本校体育館で今回の（事件・事故等）について説明会を開催します。
説明会は報道規制を取らせていただく場合があります。

【問合せ先】

教 頭

電話番号 *** - *** - ****

4 危機発生原因の分析方法

(1) 原因分析シートの例

原因分析シート		
		市立 学校
【危機事例】		
		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">直接の原因の分析</div>		
		
【人的要因】	【環境要因】	【システムの要因】
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">を引き起こした要因の分析</div>		
		
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">の要因を生み出した背景に潜む問題の分析</div>		

三重県教育委員会「学校における危機管理の手引」(平成21年4月改訂)を参考に作成

(2) 原因分析シートの記載要領

【危機事例】

概要を簡潔に記載する

不適切な事象を起こした直接の原因の分析

<キーワード>

すべきことをしなかった
すべきでないことをした
実施したタイミングが遅かった
実施したタイミングが早すぎた
実施した内容が十分ではなかった
余分なことまでしてしまった

を引き起こした要因の分析

【人的要因】

単純ミス
情報不足
時間の視点の欠如
危機意識の欠如 など
技量不足
知識不足

【環境要因】

危険箇所等の放置
・学校施設等の破損
・遊具等の破損
・立ち入り禁止区域の非標示
・危険物の放置

【システムの要因】

ルール(仕組み)が無い
チェック機能
作業手順
伝達方法
分析方法 など

の要因を生み出した背景に潜む問題の分析

【背景要因】

教職員のモラルの低下
職場内の(垂直・水平)コミュニケーション不足
人材育成不足
関係分掌・関係機関との連携不足
職場内の人間関係
業務多忙
決断遅延
管理の欠如 など

参考・引用文献等一覧

新学校用語辞典	ぎょうせい	平成7年5月
危機管理の法律常識	教育開発研究所	平成12年6月
食品安全に関する緊急時対応体制強化検討に資する調査について（中間報告）	(株)三菱総合研究所	平成18年8月
学校保健実務必携（第2次改訂版）	第一法規	平成21年10月
ヒヤリ・ハット事例	安全衛生情報センター	平成22年1月
学校における防犯教室等実践事例集	文部科学省	平成18年3月
学校の危機管理マニュアル 子どもを犯罪から守るために	文部科学省	平成19年11月
小学校指導要領解説（総則編）	文部科学省	平成20年6月
中学校指導要領解説（総則編）	文部科学省	平成20年7月
高等学校指導要領解説（保健体育編・体育編）	文部科学省	平成21年7月
安全教育参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育	文部科学省	平成22年3月
危機管理マニュアル	岡山県教育委員会	平成13年3月
学校安全の手引（改訂版）	愛媛県教育委員会	平成20年3月
学校における危機管理の手引	三重県教育委員会	平成21年4月
学校における危機管理マニュアルの作成指針	山口県教育委員会	平成21年10月
学校安全マニュアル（一般編・防災編）	山形県教育委員会	平成13年3月
学校安全マニュアル（不審者対応編）	山形県教育委員会	平成13年12月
子どものいのちを守る学校安全の手引き（通学路の安全確保）	山形県教育委員会	平成16年12月

学校における危機管理の手引き：総論

発行年月 平成 2 2 年 1 1 月

発 行 者 山形県教育委員会

〒990 - 8570

山形市松波 2 - 8 - 1

TEL 023 - 630 - 2891